

令和4年9月8日(木) 場所 委員会室

○出席委員

委員長	香西 貴弘	委員	藤田 貴裕
副委員長	柏木 洋志	〃	石塚 陽一
委員	青木 健	〃	小川 宏美
〃	関口 博		

○委員外出席者

陳情者	小野 公秀	陳情者	水下 貴司
〃	松本 勇一		

○出席説明員

市長	永見 理夫	生活環境部長	黒澤 重徳
副市長	竹内 光博	(兼) 防災安全担当部長	
		(兼) 健康福祉部参事	
政策経営部長	宮崎 宏一	まちの振興課長	田代 和広
政策経営課長	簗島 紀章	(兼) 特命担当課長	
行政改革・情報政策担当課長	山本 俊彰	環境政策課長	鈴木 孝
行政管理部長	藤崎 秀明	都市整備部長	北村 敦
文書法制課長	吉田 公一	基盤整備担当部長	中島 広幸
(兼) 新型コロナウイルス感染症		都市計画課長	町田 孝弘
自宅療養支援室主幹		道路交通課長	中村 徹
法務担当課長	妹尾 祥	国立駅周辺整備課長	関野 達也
(併) 教育部主幹		都市農業振興担当課長	堀江 祥生
		(併) 農業委員会事務局長	
地域包括ケア・健康づくり	葛原千恵子	教育部長	橋本 祐幸
推進担当部長		学校給食センター所長	土方 勇
健康まちづくり戦略室長	橋本 和美	(兼) 新学校給食センター	
(兼) 新型コロナウイルス		開設準備室事業担当課長	
ワクチン接種対策調整担当課長		図書館長	氏原 恵美
新型コロナウイルス	古川 拓朗		
ワクチン接種対策室長			
保育幼児教育推進課長	川島 慶之		

○議会事務局職員

議会事務局長	内藤 哲也
議会事務局次長	古沢 一憲



○会議に付した事件等

1. 議 題

- (1) 陳情第21号 東京都に有機フッ素化合物（P F A S）汚染に対する早急な対策を求める陳情
- (2) 陳情第22号 国に福島原発処理水の海洋放出見直しを求める陳情
- (3) 陳情第24号 国立駅南口 J R 東日本グループによる住宅棟建設に関する陳情
- (4) 陳情第25号 建設アスベスト被害の全面解決へ、アスベスト建材製造企業の基金拠出等、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める国への意見書を求める陳情
- (5) 第37号議案 国立市まちづくり条例の一部を改正する条例案
- (6) 第39号議案 令和4年度国立市一般会計補正予算（第6号）案
（歳入のうち所管する部分、総務費、農林費、土木費）

2. 報告事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況について
- (2) 用途地域等一括見直しについて
- (3) 国立駅南口子育て支援施設基本設計について

審 査 結 果 一 覧 表

番 号	件 名	審 査 結 果
陳情第21号	東京都に有機フッ素化合物（P F A S）汚染に対する早急な対策を求める陳情	4 . 9 . 8 採 択
陳情第22号	国に福島原発処理水の海洋放出見直しを求める陳情	4 . 9 . 8 採 択
陳情第24号	国立駅南口 J R 東日本グループによる住宅棟建設に関する陳情	4 . 9 . 8 採 択
陳情第25号	建設アスベスト被害の全面解決へ、アスベスト建材製造企業の基金拠出等、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める国への意見書を求める陳情	4 . 9 . 8 採 択
第37号議案	国立市まちづくり条例の一部を改正する条例案	4 . 9 . 8 原 案 可 決
第39号議案	令和4年度国立市一般会計補正予算（第6号）案 （歳入のうち所管する部分、総務費、農林費、土木費）	4 . 9 . 8 原 案 可 決

午前10時開議

○【香西貴弘委員長】 おはようございます。ただいまより建設環境委員会を始めます。本日出席の委員の皆様、また説明員の皆様、そして多くの傍聴者を含め御参加の皆様、まず特に委員、また説明員の方、分かりやすい討論、そして皆さん共々、一緒に同じ時間を共有しておりますので、この共有している大切な時間を有意義な内容としていただきたい。また、皆様、見られているという感覚を大切にしながら、しっかりと意識した言動にも心がけていただきたい。

最初に長くなって恐縮ですけれども、この3点を留意していただきながら、本日の建設環境委員会、皆様の御尽力いただきますようお願いを申し上げます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから建設環境委員会を開きます。

議題に入ります前に、去る7月1日付の組織改正に伴い、出席説明員に異動がございましたので、御紹介をお願いいたします。

市長部局からお願いを致します。行政管理部長。

○【藤崎行政管理部長】 おはようございます。貴重なお時間を頂きましてありがとうございます。

それでは、令和4年7月1日付人事発令により、市長部局の出席説明員に変更がございましたので、紹介をさせていただきます。

最初に、政策経営部でございます。行政改革・情報政策担当課長、山本俊彰でございます。

次に、行政管理部でございます。文書法制課長、吉田公一でございます。

次に、健康福祉部でございます。今、市民対応で不在でございますが、保険年金課長、高橋昇でございます。続きまして、同じく市民対応で不在でございますが、健康まちづくり戦略室長、橋本和美でございます。

次に、子ども家庭部でございます。保育幼児教育推進課長、川島慶之でございます。

市長部局は以上でございます。よろしく願いいたします。

○【香西貴弘委員長】 続いて、教育委員会について御紹介をお願いいたします。教育部長。

○【橋本教育部長】 続きまして、令和4年7月1日付人事発令により、教育委員会の出席説明員に変更がございましたので、御紹介をさせていただきます。

行政管理部法務担当課長と兼任になりますが、教育部主幹、妹尾祥でございます。学校給食センター所長、土方勇でございます。図書館長、氏原恵美でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○【香西貴弘委員長】 以上で説明員の紹介を終わります。

次の議題に関係しない説明員の方、ここで御退席いただいて結構です。

それでは、議題に入ります。



議題(1) 陳情第21号 東京都に有機フッ素化合物(PFAS)汚染に対する早急な対策を求める
陳情

○【香西貴弘委員長】 陳情第21号、東京都に有機フッ素化合物(PFSA)汚染に対する早急な対策を求める陳情を議題と致します。

陳情者から趣旨説明をしたいとの申出がございましたが、これを受けることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なし。それでは、陳情者より趣旨説明をお願いいたします。趣旨説明は簡潔をお願いいたしま

す。

○【小野公秀陳情者】 皆さん、おはようございます。貴重なお時間いただきましてありがとうございます。陳情者の小野と申します。よろしく願いいたします。じゃ、着席させていただきます。

では、陳情を上げさせていただいた理由を、まず簡単に御説明させていただきたいと思います。本文にも重なるところがございますけれども、2020年度に国立・三多摩地区でPFOSの汚染が分かるようになりましてということで、これは早く対応していただきたいなということで、昨年、陳情を上げさせていただいて、採択を頂きました。

その後、状況を見ているんですけれども、特に大きな進展はないというのが感触でございます。その後、年末に、皆さん御存じかどうかはあれなんですけれども、アメリカの実話に基づく映画で『ダーク・ウォーター』というのが封切りされまして、健康被害の実情がちゃんと映画化されて放映されて、少し認知が上がったかなというふうに思っています。

今回出すタイミングとして一番大きなトピックは、6月に、生涯健康勧告値というのがあるんですけれども、それが今まで有機化合物、PFOSとPFOAを足すと50ナノグラムで見ていたものが、アメリカのほうで勧告値が大幅に厳しくなって、今までのは何だったんだということで、至急何か対応しないと本当に健康被害が出てしまいますよねということで、今回の陳情に至ったところでございます。

陳情の本文と今の御説明は重なるところがあると思いますけれども、陳情の説明についてさせていただきたいと思います。

まず、2020年1月6日に横田基地近くの井戸から1,340ナノグラム・パー・リットルもの有機フッ素化合物が検出されたと報道がありました。また、その年の1月8日に東京・多摩の水道で高濃度の有機フッ素化合物が検出され、2019年6月より東京都が水源の井戸からのくみ上げを止めていたということが突然報道されました。この記事の中に国立中浄水所も対象ということであったので、過去の調査結果を確認したところ、2018年には275ナノグラム・パー・リットル、2019年には182ナノグラム・パー・リットルという高濃度のPFOS足すPFOAが検出されていたということが分かりました。

有機フッ素化合物は、環境残留性が高く、血液中に蓄積する、臓器や胎児に危険を及ぼす、がんの原因になる可能性が指摘されています。先ほど『ダーク・ウォーター』の中で語られたような内容が、実際に調査で分かっているということでございます。

PFOS・PFOAの規制に伴って、代替のフッ素化合物、PFHxSとかPFNAというものなんですけれども、これが使用されています。これらの物質を含めて健康に影響を与える可能性が指摘されておりましたので、昨年、有機フッ素化合物に関する陳情を上げて採択、国及び東京都に意見を上げさせていただきましてところなんですけれども、その後、規制とか調査については大きな進展がないのかなということが私の認識しているところでございます。

PFOSに関しましては、2009年に日本も加盟する国連の残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書B、制限の事項に追加されておりましたが、長らく国内の規制はなかったということになっております。

PFOAに関しましては、2019年に附属書A、廃絶に追加されたことを受けて、日本でも2020年4月によりやくPFOSとPFOAが水質管理目標設定項目として位置づけられて、暫定目標値の50ナノグラム・パー・リットルというのが設定されている状況になっています。

今年、ストックホルム条約の締約国会議が開催されまして、6月9日にPFH_xS及びその関連物質も規制の対象として附属書Aに記載されることと、長鎖ペルフルオロアルキルカルボン酸、PFNAなど及びその関連物質も新たに規制すべき物質として取り上げることが決定しましたということと、危険度の認知度がますます上がっているという状況になっています。

また、6月15日には、米環境保護庁が有機フッ素化合物の一種であるPFOSとPFOAについては、飲料水として生涯摂取し続けていい濃度を示す生涯健康勧告値を、これまでの1リットル当たり70ナノグラム・パー・リットル以下から、毒性をより重く捉えPFOSを同0.02以下、PFOAを同0.004以下と合算して2,916倍厳しい値に大幅に引下げをしたというところになっています。これらの有機フッ素化合物の汚染問題は新たな局面に入ったとともに、残念ながら私が昨年懸念したとおりの展開になっているという状況です。

国立市でいえば、少なくとも2009年からPFOS・PFOAは高濃度検出されているということが分かっておりますので、水源の井戸からくみ上げを止めるまで、最低でも10年は基準値を大幅に超えた水を飲料していたというところになりますので、健康に影響を与えている可能性のある大変ゆゆしき問題かなと認識しました。

地下水、井戸水に関しましては、貴重な水資源でありますので、住民の生命に直結しており、早急な健康調査、汚染原因の究明、汚染除去、拡散防止などの実行を図る必要があると考えております。ここの考え方は前回の陳情と同じになります。

今回の陳情事項としましては、早急に健康調査を始めないとまずいんじゃないかということで、東京都に対して以下の陳情事項で、国立市議会より意見書の提出を求めたいということを挙げさせていただきました。

有機フッ素化合物の汚染が明らかな東京多摩地区を中心に、早急に有機フッ素化合物の血液検査を中心とした健康調査を検討することをお願いしたいと思っています。御検討をよろしくお願いいたします。

○【香西貴弘委員長】 説明が終わりました。陳情者に対して質疑を承ります。小川委員。

○【小川宏美委員】 今日はありがとうございます。1つ質疑させてください。

この件に関して2度目の陳情提出ということですが、今回は血液検査を中心とした健康調査の検討を東京都に求めている事項を提出されましたけども、この問題、趣旨にも書いてありますように、汚染の原因の究明、除去、拡散防止策の実行を図るというのは非常に必要じゃないかなと思いましたが、今回それは省いてというか、健康調査だけにしているんですが、それを省いた理由というのは前回も出されたからということでしょうか。なぜ健康調査だけを今回焦点に当てたのかを少し説明いただけないでしょうか。

○【小野公秀陳情者】 お答えします。今御指摘いただいた話が1点あります。前回、この辺については訴求をさせていただいたので、まず御認識いただいて、その部分は了解いただいているものだと思います。

それに加えて、今回、基準が驚くべき数値になって、何で今まで50ナノで大丈夫だったんだろうというくらい驚きましたというところで、これはまず健康調査も併せてやらないと、規制とかを待ってられないかなというところで、1本でやったほうが皆さん賛否が議論しやすいかなということで、健康調査をやりましょうというところに絞らせて出させていただいたという状況です。

○【小川宏美委員】 じゃ、付随してもう1つだけ。驚くべき数値が変わったというのはアメリカで

あって、日本ではまだないわけですが、アメリカは確かにこれまでの基準の0.01以下ですから、2,900、3,000倍近く厳しい値になったということですが、まだ日本はこの暫定目標値50ナノグラム・パー・リットルは変えていないわけなんです。これはこれから変わっていくという見通しの中で、新たな局面に入ったと書いたんでしょうか、伺います。

○【小野公秀陳情者】 今お話しいただいたとおりの認識でございます。今まではちょっと状態を見てから、もう少し分かってから何か対策を打てばいいかなという時間的余裕が少しあるというか、もうちょっと明確にならないと、これ以上は言えないかなというところだったと思っていますけれども、今回出てきた値ですと、本当に規制強化とか原因特定をしないと、これから健康被害が広がっちゃいますよねというところがまず1点と、あとはそれに向けて、過去の水俣病とか、そういうのも後ですごい時間がかかっているんで、早め早めに実態を把握する、実態に基づいてちゃんと対策を時間的にも対策の内容的にも考えるべきだなと思いましたので、このような形で書かせていただいたというところです。

○【小川宏美委員】 ありがとうございます。

○【香西貴弘委員長】 ほかによろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、陳情者に対する質疑を打ち切ります。

それでは、当局に対して質疑を承ります。石塚委員。

○【石塚陽一委員】 以前出された有機フッ素化合物汚染に対する陳情の審査以降、市の担当部局ではこの件に関して市の調査や都への調査依頼などは行われたかどうかということと、もしそれらを依頼してなければ、市独自でも調べたとしたら、その結果どうだったかということが2つ目。それからもう1つ目は、時の陳情者の意思に合った対応を取られていたかということをお尋ねいたします。

○【鈴木環境政策課長】 お答えいたします。市としての対応としましては、まず市長会からの要望として東京都への予算要望という形で、広域的な視点からの調査に対する取組というところ、汚染実態の原因究明及び対策を講じていってほしいということを引き続き要望してきたところでございます。水道局も含めまして、PFOS・PFOAの現状の含有状況については数値等の報告を頂いているところでございますので、市独自での調査は行ってないところでございます。

現状、陳情者のほうからもありましたけれども、国内における規制値、目標値というところが、PFOS・PFOAを合算しましての50ナノミリグラム・パー・リットルというところでございますので、水道局のほうからの情報共有に当たりましてはその値は下回っているというところで、現状、健康被害への懸念というのは日本国内現行の基準からは考えづらいと認識しているところでございます。

○【石塚陽一委員】 ありがとうございます。そうしますと、有機フッ素化合物そのものの環境残留を残した地下水による身体への影響、これは将来において重大な問題を提起するというところで、今、陳情者からもお話が出ておりますけれども、その辺りはどのようにお考えでしょうか。対応施策。

○【鈴木環境政策課長】 PFOS・PFOAの暴露と人間の健康リスクの関係というところのお話になろうかと思うんですけれども、現状、どのくらいの数値で健康に影響が出るかというところの、WHOをはじめ世界的な統一的な見解は定まってないと認識しております。米国の環境保護庁からもガイドライン値が大幅に変わったというお話もありましたけれども、現状、知見を集積しつつ、人間における1日摂取量の値を検討しているところで、またラットなどの動物実験において暴露に対する毒性評価を検討・検証した上での現状の暫定目標値となっているところと認識しておりますので、環

境水、水道水において50ナノミリグラム未満の数値であれば、市当局としては身体への残留による健康リスクというものは大きく生じ得ていかないものであろうと認識しているところでございます。

○【石塚陽一委員】 どうもありがとうございます。

最後にしますけども、今回、原因の発生要因となっている米軍の横田基地の対応について、当局はどのような情報をつかんでいるかということと、最後に今回の陳情をどのように受け止めているかを簡潔にお話してください。

○【鈴木環境政策課長】 横田基地の消火の薬剤の中に含まれていることから、汚染要因ということが指摘されているところはございますが、それ以外におきましても半導体工場ですとか、様々なところで有機フッ素化合物が使われているという状況から鑑みまして、原因の特定には至っていないというのが東京都、国も含めての見解でございますので、なかなかその原因についてどうということについての知見は持ち合わせてないところでございます。

陳情者様からの今回の申出というのは、健康リスクに対する広い意味での懸念を御提起いただいているところかと思いますが、国の基準、また現在、持ち合わせている知見等を鑑みた上での対応が必要になってくるであろうと考えているところでございます。

○【石塚陽一委員】 分かりました。どうもありがとうございました。私は以上です。

○【柏木洋志委員】 では、何点か伺います。まず1つ、今、他の委員からも出ましたけど、前回、PFOS・PFOAの関係の陳情が出されておりました。これは記憶で申し訳ないんですけども、そこについて、そのときたしか基準値を超えていたり、もしくはそれに近いようなところであったら、住民に対して井戸水は使わないように周知を行っていくという趣旨の答弁がたしかあったかと思えます。ちょっと間違っていたら修正願います。その関連の周知を行っていたのかと思えますけれども、今現在は行っているのかどうか、まず伺います。

○【鈴木環境政策課長】 井戸水というところで行きますと、水道局のほうで一般水道用にくみ上げている水源、井戸と、あと各個人並びに施設等で管理している民間所有の井戸があるかと思えます。民間所有の井戸につきましては、飲用に当たりまして保健所のほうに届出が必要となっている状況がございまして、定期的に保健所のほうからPFOS・PFOAの水質調査につきましても対応していると伺っておりまして、保健所のほうから50ナノミリグラムを超えた井戸の所有者、管理者に対しましては助言等を行っているとお認識しておりまして、委員、今の御質疑はそのことをお指し示しいただいているのかなと考えております。

○【柏木洋志委員】 飲用のものについては、基準値を超えていれば必要に応じて保健所がやっているということであったかと思えます。

もう1つ伺いますのは、恐らく農業用などに使われているところもあるのかなと思ったりするんですけども、そういったところに対する対応はどうなっているのか伺います。

○【鈴木環境政策課長】 今、国内で基準とされておりますのは、飲用における水道水の基準、また環境水、一般的な川ですとか地下水における基準が定められているところでございまして、それは飲用に当たってというところが主眼となっておりますので、農作物に対してどの程度の数値のものが健康リスクが生じるおそれが、最終的に農作物を口に入れたところにおきましての明確な数字は現状ないものと認識しております。

○【柏木洋志委員】 状況については分かりました。

では、もう一点伺いたいと思えます。先ほどのところで、今のところは基準値以下であって、それ

でも取りあえず国内の基準に従うと、健康被害の懸念は少ないと考えているというふうに述べられていました。ただ、このPFOS等々については様々言われておりますし、アメリカの環境保護庁でもその研究結果等に基づいて、そういう基準値が改定されたということがあります。都はあんまりやられないかもしれませんが、今現状、市独自でこういった健康の調査を行っていくべきかと思えますけども、そこら辺の検討は今後どうなっていくのか、もう一度伺いたいとますけど、どうでしょう。

○【鈴木環境政策課長】 健康調査というところのお話かと理解いたしましたが、健康リスクに対する、いわゆる有機フッ素化合物が健康に与える血中濃度の基準というものが現状なかなか定まっていない。これは数値自体もないというところがございますので、健康調査を実施した場合、調査結果の評価自体がなかなか難しくなってくるものであろうかなと認識しております。これは国なり東京都、国でしょうけれども、どういった形での規制基準が定まっていくかというところを見定めつつ、検討というか、調査研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

○【柏木洋志委員】 そこは血液検査の数値がどうのっていう話ですよ。なるほど。分かりました。そうしましたらもう1つ伺いたいのは、今回、陳情書のところは血液検査等なんですけれども、健康調査というところで、例えばアンケートといったら安易な表現に過ぎますけれども、そういった文書での調査などを行ってみるといふ検討はどうでしょうか。

○【鈴木環境政策課長】 市民一般に対するアンケート、意向調査というお話かというふうに理解いたしました。これも水道水等の基準等はございますが、それ以外のもろもろ、農作物のお話も血中濃度のお話も出ましたが、明確な基準がない中でどういった御意見かというところを承るといふのも、これまた頂いた意見の評価自体が難しいところにもなりかねないところかと思えますので、現状におきましては東京都水道局、環境省環境局と連携して、動向について注視してまいりたいというふうに考えております。

○【柏木洋志委員】 評価が難しいから、今のところ考えてないということかと思えます。

そうしましたらもう1つ伺いますのは、現状の市がつかんでいる情報として、ここら辺の基準値の関係であるとか、健康調査の関係の動きがあるのかどうかというところを伺います。要するに、例えば市独自については今おっしゃっていただいたような状況かと思えますけども、都の関係がどうかという話はあるんでしょうか。そこら辺、何かあれば伺いたいと思えますけど、どうでしょう。

○【鈴木環境政策課長】 環境基準の見直し検討というところでは、環境省の中央環境審議会水環境部会のほうで、水環境中のこういった化学物質についての基準等の見直し検討はされていると認識しております。

PFOS・PFOAに関しましては、指針値（暫定値）ということで一旦定めているところがございますので、引き続き水環境における存在状況の知見の集積に努めて、必要に応じて水環境体系における取扱いの見直しを検討していくというのが環境省の方針でございます。米国環境保護庁の動きなども踏まえての動向は今後あるかとは思いますが、今現在において審議会等における具体的な動きは把握していないところでございます。

○【関口博委員】 ちょっと確認なんですけれども、先ほど水質検査では50ナノグラム以下でクリアされているよと。その調査というのは、市長会から東京都に対して依頼したことに対して出てきた数値というふうに考えていいんですか。

○【鈴木環境政策課長】 東京都の環境局に要望したところに当たりましては、環境中における調査結果を御報告いただいているところがございますので、一方で水道局におかれましては従前からPFO

S・PFOAの水道水中の濃度については調査自体を実施しておりまして、それは公開も含めまして情報提供されていると認識しております。

○【関口博委員】 ということは、市長会から都へ予算要望とかして、調査してほしいということを受けて環境局とか水道局がやったわけではなくて、従来やっている調査の延長線でやったということではないですか。

○【鈴木環境政策課長】 予算要望を踏まえまして、環境局におかれましては令和2年度の予算が約700万円だったところを令和3年度に2,700万円に増額して、調査の増強を図っているという対応は頂いているところをごさいます。引き続き令和4年度3,200万円という予算措置を頂いているところをごさいます。また、これをなお一層広域的な視点での原因の究明と解明に向けて、より一層の予算措置と解決に向けた情報共有を引き続き要望しているところをごさいます。

○【関口博委員】 市長会からの要望を受けて、だんだん増えてきたということが分かったんですけども、その際に、陳情にありますように、アメリカの環境保護庁、EPAが基準値を非常に低くした、厳しくしたということが書かれていますけれども、これをちゃんと受けて東京都に要望したほうがいいんじゃないかなど。つまり、50ナノグラム・パー・リットルで、基準をオーバーしてないから大丈夫ですよという話じゃなくて、アメリカのほうではこれだけ基準が厳しくなっていると。これだけ厳しくなったということは、よっぽどのことがあったんだろうなと想像ができるわけです。

これはアメリカの基準ですからという話じゃなくて、水俣病でも何でも日本はずっと放置していたんですよね。前々から有機水銀が問題だということで。それをずっと企業の論理というかな、それを受け入れてずっと無視していたが、結果が大変悲惨なことになっていったというのがあるわけですから、アメリカは全部いいとは限らないかもしれないけども、これだけ基準値を厳しくしているということはよっぽどのことがあったんだろうというふうに想像して、これは市長会でぜひとももう一度この基準値も参考にしながら、調査をしてほしいという要望というのはできませんかね。

○【鈴木環境政策課長】 今回、米国環境保護庁のガイドライン値という形で数値が出されたところをごさいますけれども、従前の値から2,916倍厳しい値に引き下げられたというところをごさいます。

今後、具体的な規制値の議論がされていくというところで、これは私もニュースレベルで見た話ではあるんですけども、そもそも2,900倍厳しくなったというところと、また併せて、指摘ではこのレベルの濃度をそもそも検出する手法がなく、検証自体が難しいんじゃないかという議論もあるようでありまして、数値が0.02ナノグラムと0.004ナノグラムでございまして、現状、国内の検査では5ナノミリグラム・パー・リットルが検査下限値となっているところをごさいますので、米国環境保護庁のガイドライン値が妥当な値であるかどうかという知見を集積して、先ほども申し上げたような形で環境省等で検証・検討されていくものであろうかと認識しているところをごさいます。

○【関口博委員】 私もこれ非常に危惧したところなんです。計測器あるのかなど。今、答弁の中で、ちょっと修正したほうがいいと思うけども、今、答弁の中で5ナノミリグラムという言い方をしたけど、これ5ナノグラムですから、これは訂正しておいてくださいね。

計測器が本当にあるかどうかというのを非常に危惧しているということで、50ナノグラム・パー・リットル以下ではなくて、5ナノグラム・パー・リットルでできるんならば、それでも基準値を厳しくして調査してほしいと思いますので、課長会、部長会、市長会でどんどん上げてほしいと思います。これは要望しておきます。

もう1つ、陳情は血液検査をしてほしいと。これは記録を取っておくというのは非常に大事だと思

うので、これの血液の濃度でどういう影響があるか分からないから調べないというんじゃなくて、これは記録をずっと取っておく必要があると思うので、ぜひともそういう認識でいてほしいというふうに思います。

前回も私、言ったと思うんですけども、原因究明という、どこが発生源かということ进行调查したほうがいいと思うんです。先ほどの話だと、保健所が井戸の水を検査して基準値以上だと飲まないよというのを警告しているという話だったと思うんですけども、ということは保健所は計測器を持っているということではないですか。

○【鈴木環境政策課長】 保健所さんがお持ちかどうかあれなんですけど、外部業者への委託も含めて調査はしておるものだろうと認識しております。

○【関口博委員】 外部調査等のできるということであれば、各自治体、国立市は保健所そのものはないけれども、保健所単位でそういう、自治体でやればいいと思うんです。計測をして、そうすると計測器があるところで全部やらしてもらえば、だんだん絞り込めるんじゃないかなと思うんです。

先ほど発生源はいろいろあるのでみたいなこと言っていたけれども、実際に、じゃ、どこなのということを各自治体で、米軍の基地じゃないかという臆測があるわけだから、それを払拭するということがあるだろうし、あるいはそこだというふうに特定することもあるだろうし、周りの自治体からちゃんと計測していったらいいと思うんです。国立市は過去において、トリクロロメタンだったかな、発生源を地下水で計測することによって特定できたという経験を持っているわけですから、各自治体にこれは申し入れて、周辺自治体が協力してやったらいいかなと思うんですけども、そういう考えはないんですか。

○【鈴木環境政策課長】 ちょっと繰り返しになってしまうところがあるんですが、広域的な視点からの解決というところが重要な問題になるかと認識しておりますので、東京都での広域的な調査、原因究明というところをまずは要望して行って、その結果を見守っていききたいというふうに考えているところでございます。

○【関口博委員】 それ、やらないって言っているんでしょ。そうじゃないんですか。やりますって言っているんですか。やりますって言っているんだっいたらいいんですけども、やらないと言っているんだっいたら、市民の命を守っている自治体がやるべきじゃないですか。もう一度答弁をお願いします。

○【鈴木環境政策課長】 健康リスクというところで見ますと、一義的には水道水への環境規制値、目標値の遵守が重要になってくるか認識しておりますので、そういったところは水道局との情報共有を含めて、市内における水の安全面の担保、一方で、環境水におきましては広域的な視点での原因究明を考えていきたいと思っているところでございます。

○【関口博委員】 なかなか答えになってないと思うんですけども、東京都はやるって言っているんですか。つまり、今、国立市の水は取水しちゃ駄目ですよということを一度言われたわけですよ。そういう状況の中で発生源を止めるというのは確定して、止めるということは大事なんじゃないですか。もしそういう考えがあるならば、東京都が広域調査をやるって言っているんだっいたら、それは待ちましようというふうになると思うんですけども、やらないって言っているんですか。そのところを聞きたいんですけど。

○【鈴木環境政策課長】 広域的な調査に向けて取り組んでいくという方向性は伺っておりますけれども、具体的などこまでということは承知していないところでございます。

○【関口博委員】 ぜひ市民の命、健康を守るという意味で、自治体は東京都に対してきちっと、ど

うするんだと、はっきりさせてくれということを知ることがあると思うんです。これ一般質問の中でもやりましたけども、水道業務というのが国立市の中に担当する部門がないと。老朽化した水道管については、政策経営課で東京都に問い合わせますよという答弁がありました。

今回、こういう陳情が上がっているということで、今、私が言っていたようなことは当局の中ではどこが担当してやるというふうになりますか。決まっていますか。

○【鈴木環境政策課長】 水環境における化学物質の汚染というところでありまして、環境政策課のほうで東京都に要望してまいるところであろうかと認識しておりまして、もう1つの御質疑の水道施設につきましては、都市整備部と協議して対応を検討してまいりたいと考えております。

○【黒澤生活環境部長】 これ今、国のほうでも、実は厚労省から水道の関係が国交省に移るという議論がなされております。つまり、インフラとしての水道が国交省の管轄になります。水質のようなものについては、環境省の管轄に今移されようとしております。そういった省庁の動きも踏まえながら、市としてどのような対応が必要かというのを今後は庁内で議論してまいりたいと思いますが、今、課長が申し上げたのは、そういったことを視野にインフラとしては都市整備部だろうと、水質のようなものにつきましては環境であるといった国の動きに対応したことが、可能性としてあるかなと考えているところでございます。

○【関口博委員】 最後にしますけども、国の制度設計というかな、制度が動いているということで、国立市がその対応に苦慮しているんじゃないかと、国立市として市民が飲む水についてどこが対応するのかということと、それから発生源についてちゃんと特定して行って、そこを断つということをしてほしいということが、今、私が申し上げたところであります。

ですから、国のほうで制度が決まっていなくてやらないうんじゃなくて、国立市としてはどうするんだという、どこがやるんだということも早急にやらないうんではないんですか。こうやって後手後手になっていった事例で、公害関係というのは悲惨な事件が起こっているわけですから、そのことはこうやって陳情者の方に提起していただいたんだから、これは国立市の中で早急に体制を整えてやっていただきたい。これは要望で終わりますけれども、ぜひ聞いていただきたいと思えます。終わります。

○【小川宏美委員】 質疑させていただきます。市長会からも意見を上げたことで、この件、国も東京都も予算が増えたことが、今、具体的な数字が分かりました。国が2,700万円から3,400万円に上げた。東京都の金額をもう一度言っていただけますでしょうか。それで、これは何に使ったと説明を受けていますか。そこも併せてお願いします。何に使うかということね。

○【鈴木環境政策課長】 先ほど答弁申し上げました令和2年700万円、3年が2,700万円、4年が約3,200万円という数字は、東京都環境局における予算ということでございます。この予算措置につきましては、水質汚濁防止法に基づきまして計画的に地下水の常時監視を行っている中での調査経費、また環境基準の新たな汚染が見つかった場合に、予備的に実施する調査の経費というところで措置していただいております。

○【小川宏美委員】 東京都も聞いたんですけど。今のは東京都ですか。そうか、そうか。市長から東京都に言ったから、それですよ。国の予算のほうは把握していないですかね。教えてください。

○【鈴木環境政策課長】 すみません、現状、国の予算がどのような形で措置されているかというのは承知してないところでございます。

○【小川宏美委員】 分かりました。全体的に言うとPFASなんですけど、土地の大きさも違いま

すけれども、ヨーロッパだと2兆6,000億円という除去費用がついているし、アメリカでもバイデン大統領が1兆円を超える予算をつけていますから、日本の、沖縄で今非常に問題になって健康調査が始まっていますが、予算のつけ方が非常に少ないなという感じがしますね。

それで、この問題は今、議論にもなっていますけれども、調査をしていないんじゃないかと、東京都が少なくとも2005年以降調査をしているデータを隠していたという問題なんですよね。一般質問でも取り上げましたが、この2020年のデータあれなんですけど、15種類のPFAS関連のものも調べているわけなんです。そこには今回ストックホルム条約で規制がかかったPFHxSも入っているんです。

それで、これは国立市も15種類足すと値が非常に高く、847ナノグラムあるわけなんです。こういった調査を情報公開請求すると出てくるわけなんです。実は持っている。東京都は外郭団体の東京都環境科学研究所に測定もさせていて、非常に調べているんですよね。それが出たくないデータは出さない、出さなくてよいという姿勢で貫いてきていて、国立市はその辺、情報公開条例をきっちり守って、出さなくていいという東京都の圧力に負けずに、本当に最近になってデータも私たち議員に示してくれましたし、そのことによって特別委員会でも議論ができたわけなんですけども、2005年以降のデータ2,829件、ホームページでも公開しています。

そういった中で、市としても困っているんじゃないかなと、御答弁を聞いていて思うんですけれども、国立市として住民の健康の状況に責任を持つ自治体として、まず水質検査のことから伺います。国立市でも水の調査はしています。そこにPFOSやPFOA、少なくともこの2種類の検査は入れませんか。そのことは具体的に進めてはどうでしょうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○【鈴木環境政策課長】 こどもまた繰り返しの答弁になってしまうところがあるんですけれども、広域的な視点からでのPFOS・PFOAの原因究明、解決を東京都に申し述べさせていただいてるところでございますので、その結果を環境水においては見守っていきたい。また一方で、水道水における健康の担保というところは、水道局との情報交換を連携して取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○【小川宏美委員】 見守っていくというか、データはあるんだから出してくれということですよ。もう全部出ているわけですから、こういったデータをもっと分かりやすく市民に出していただきたいって言えばいいんです。そのことは国立市も本当にやっていただきたいと思うんです。

先日行われた多摩の上水の協議会でも、おいしい水、何の問題もない水ということで、東京都の職員の方がいらして話をするので、ちょっと待ってくれと、ここでは多摩の議員の、本当に市民から選ばれたというか、水のことに大変興味のある、関心を高く持っている議員が集まったところで、PFASに関して何の一言も触れずにおいしい水の話がされたので、そのことでも本当に苦言を呈して、全体の意見として、そのことに触れずに水の話をしてくれるなということも重々言ったんです。とにかく国立市のスタンスとしては、持っているデータが東京都はあるんだから、それを示してくださいというスタンス、ここはずっと言ってほしいと思いますけれども、市長会などではその後、このことはどんな話題になっていますでしょうか。市長に伺います。

○【永見市長】 市長会ではその後、議論はありません。

○【小川宏美委員】 では、この陳情の1行目にあります横田基地の、横田基地って国立市も本当に近いわけで、その井戸から1,340ナノグラム・パー・リットルのPFOSとPFOAが検出されて以降、2020年といえば2年前なんですけど、それ以降、市はどのような説明をこのことに関して受けたのか、時系列的に教えていただけないでしょうか。

○【鈴木環境政策課長】 市当局が水道局からの説明を受けているところから、この陳情の中に出ております数字を参照して説明させていただきます。2018年の275ナノグラム・パー・リットルは中浄水所における原水という数字、2019年の180ナノグラム・パー・リットルは国立東水源における井戸水の数字ということで、水道局さんのほうから御説明を頂戴しているところでございます。

こういった水源、井戸におけるPFOS・PFOAの濃度が高いものにつきましては、逐次、暫定目標値が50ナノグラム・パー・リットルを下回るような形で、河川水との混合を含めて提供していく。したがって、50ナノグラム・パー・リットル以下の水が提供されているというところを、経過としては主に説明を頂戴しているところでございます。

○【小川宏美委員】 それは2018年の話ですね。井戸水のくみ上げをやめたということに関して、その後どういった説明、各地域でそれぞれ問題が議論されるようになりました。丁寧な説明はその後1回ということなんですか。時系列で教えてくださいって言ったんですが。

○【鈴木環境政策課長】 当初、2020年年初に新聞・マスコミ等でこの件が広く知られるところになった段階で、水道局さんのほうから来庁いただいたりしたりして、これまでの調査結果等々の提供があったという流れでございまして、それ以降につきましてメール等で定期的に水道局が四半期ごとに情報をホームページにアップしておりますので、情報をアップする前にこういった形で調査結果が出ておりますというところの共有と確認をさせていただいているところで、そういったことでの連携を定期的にとって共有しているところでございます。

○【小川宏美委員】 分かりました。既に東京都が環境科学研究所に調べさせたことでは、湧水からも187ナノグラム検出されていますということが岩波ブックレットなどに書いてあるんです。そういった具体的な数字を東京都は持っているわけですけど、そのことについて湧水の問題って国立市は物すごく大事にできていますし、そういったことについてのこちらからの問合せはしていますか。

○【鈴木環境政策課長】 湧水に関しまして、環境局が持ち合わせているという形での情報につきましては、毎年御提供いただいているところでございます。一方で、個人所有、民間所有の井戸におきましては保健局、保健所のほうで調査管理しているところでございます。民間の個人所有の井戸に関する数字につきましては、所有者に対する情報公開リスクがあって、公にされていないところでございます。以上でございます。

○【小川宏美委員】 主語が東京都だったり、国の環境省だったり、厚労省だったり、今度は国交省まで出てきたんですけども、湧水に関しての情報は国の環境局の数字だったと認識していると今おっしゃったんですか。その主語をしっかりと教えてください。

○【鈴木環境政策課長】 失礼いたしました。おっしゃるとおり、環境水における調査におきましては環境省、国で実施しておるところがございまして、それを東京都を通じて提供いただいているところでございます。民間施設、一般施設の井戸につきましては、福祉保健局、保健所のほうで情報を管理していると認識しております。以上でございます。

○【小川宏美委員】 ちょっとセンシティブな話なのであれなんですけど、湧水が180ナノグラム、国立市の湧水から検出されたということは知らされていたと言ったような形の今発言になっちゃったんですけど、それでよろしいんですか。

○【鈴木環境政策課長】 180という数字につきまして、具体的に言及したものではございません。以上でございます。

○【小川宏美委員】 それは分かります。数字は知らされていないけれども、湧水まで含めて、PFO

S・PFOAが、汚染が始まっていることを知らされていたと言ったんですか。

○【鈴木環境政策課長】 すみません、そういう意味では湧水の数値につきましては具体的に承知しているところではございませんで、環境水という形で申し述べさせていただいたところがございます。

○【小川宏美委員】 環境水という言い方で知らされるというのは、今、普通の水に関してもいろいろな言葉が使われるんですけども、環境水として国立市に下りてくる国からの情報というのをもう少し丁寧に説明していただけますか。その汚染状況というのを。

○【鈴木環境政策課長】 すみません、この場合における環境水は、環境省からの情報提供においては、場所自体は具体的につまびらかにされていないところであるんですけども、基本的には民間所有の井戸から採水したものが情報提供されているものだというふうに認識しております。

○【香西貴弘委員長】 間もなく1時間たつんですが、小川委員、あと何テーマ、何題かありますか。

○【小川宏美委員】 幾つかあります。

○【香西貴弘委員長】 できる限り端的な質疑に心がけていただきたい。そのことをお願いしたいと思います。

質疑の途中であります、ここで休憩と致します。

午前11時1分休憩



午前11時14分再開

○【香西貴弘委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

ここで環境政策課長から発言を求められておりますので、これを許します。環境政策課長。

○【鈴木環境政策課長】 貴重なお時間いただきましてすみません。先ほど私の答弁で、関口委員のところではナノミリグラムといったような発言がございましたが、正確にはナノグラム・パー・リットルでございますので、訂正をお願いできればと思います。

○【香西貴弘委員長】 ただいまの発言の訂正につきまして、委員長においてこれを許可します。

質疑を続行いたします。小川委員。

○【小川宏美委員】 この陳情の提出先は東京都であり、健康調査の検討を求めているものなので、私が市に非常に細かく聞いているのがおかしいように聞こえるかもしれませんが、一元化され、水の管理を手放してしまったことでこういった問題が起きると、本当に困ったもんだなど。原因の究明も含めて、調査、除去も含めて東京都頼みになって、そこが情報の開示などをずっとごまかしていたりすると、本当に困るのは地域の住民です。そして、その一番身近なところで手当てをしている自治体の長であり、行政の皆さんだと思って、ちょっと深く質疑してしまいました。

この問題、陳情が2度目です。いろいろ議論を始めました。他市よりも国立市ではかなりこのことを詳しく議論されているなとも思っているんですけども、この陳情が出たことも含めて、15日に開かれます環境ネットワークで情報提供していくということをこれまで一般質問などでも聞いていますけれども、今どういった情報を提供していこうというおつもりであるか、聞かせていただけますか。

○【鈴木環境政策課長】 一般質問等でも答弁させていただいておりますとおり、環境ネットワークでPFOS・PFOAの現状の市の状況についてというお話であるかと思っております。水道局から提供を頂いております水源、原水におけるPFOS・PFOAの濃度であったり、それが最終的に市民の口に入る段階におけるPFOS・PFOAの濃度といったような流れと、全体的な話を環境ネットワークでも共有させていただければと現状考えております。

○【小川宏美委員】そこはよろしくお願ひいたします。初めて語られることであるし、初めての情報提供になると思いますので、この陳情がこうやって出されて市民からの心配が重なっていると思いますので、そこは丁寧に情報提供していただきたいんですが、その中で最新のデータを、今回この陳情に書かれていることも含めて、私は伝えていくべきだと思うんですが、PFH_xSの新たな値、東京都が調べている、2020年に公開しているものも含めて市民に知らせるべきだと思うんですが、そこはいかがでしょうか。

○【鈴木環境政策課長】このPFH_xSにつきましても、水道局のほうで公開されている情報につきましては環境ネットワークでも当然共有して、協議、話し合いをしていければと思いますし、また環境ネットワークに出席の皆さんのほうからもいろんな御意見、御議論ができるような形ができればなど期待しているところでございます。

○【青木健委員】それでは、1点だけ確認をさせていただきたいと思います。これは東京都に聞くべきことなんでしょうけど、国立市議会という場ですので、当局にちょっとお伺ひしますが、私、聞くところによりますと、水道水、いわゆる給水栓において暫定目標値を超えた場合や超える可能性がある場合について、測定回数を増やしたり濃度が高い井戸の運用を停止するなど、厳格な管理を行っているというふうに聞いているんですが、これは間違いのないことでしょうか。

○【鈴木環境政策課長】委員御指摘のとおり、東京都水道局におきましては水源の井戸から高い値が出た場合には、そこを止めて河川水を入れた上で、PFOS・PFOAの濃度を暫定目標値以下にするということを行っておりまして、直近の谷保浄水所、中浄水所におきますPFOS・PFOAの給水栓における濃度は5ナノグラム・パー・リットル以下になっていると認識しております。

○【青木健委員】分かりました。

もう一点だけ、ごめんなさい、確認をさせてください。東京都水道局のホームページなんですけど、全ての浄水所における原水、浄水、給水栓水等において有機フッ素化合物の測定を年4回に、今まで以上に行うようにして強化をしているということで、その測定結果についてはホームページ上で公表しているということなんですけど、これも間違いはないですね。

○【鈴木環境政策課長】その点は間違いなく四半期ごとの調査を各浄水所で行っておりまして、ホームページ等で誰でも見れるような形になっているところでございます。

○【青木健委員】ありがとうございました。（「ちょっといいですか。すみません、今の職員の発言でちょっと聞きたいんですが、質疑じゃないです、議事進行の件でお願いします。議事進行の件で、職員の発言が間違っているんじゃないかということ」と呼ぶ者あり）

○【香西貴弘委員長】暫時休憩を取らせていただきます。

午前11時21分休憩



午前11時22分再開

○【香西貴弘委員長】休憩を閉じて議事を再開いたします。

質疑を打ち切り、意見、取扱いに入ります。柏木委員。

○【柏木洋志委員】本陳情については採択の立場で討論を致します。

このPFAS、陳情の趣旨説明のところでもありましたように、国立市においてもPFOS、またPFOAの問題が大きな問題となりました。そして、これらの物質について、EPA、アメリカ環境保護庁などは今年にガイドラインを改定しておりますが、この調査ではほとんどゼロに近い量でも健

康への一定の悪影響があるという指摘をしております。特にその中で述べるべきは、免疫力、心臓血管や低体重児出産、またがんなどの関連性についても言及していきまして、これらについては今後の継続的な調査が必要であるとされております。そういった面から考えても、この健康調査についてはやることが急務であると考えます。

陳情事項においては、「血液検査を中心とし」というふうに述べられております。当局では、血中濃度の基準が今のところ不明瞭であるという趣旨の答弁があったかと思いますが、国内の事例でいえば大阪の摂津市のような事例がございます。そこで食べ物、飲料水等々による血中濃度の上昇ということもありますし、また血液検査のみならず、市独自でも疫学的調査については実施が可能だというふうに考えます。住民の健康を守る上でも急務であると考えますので、本陳情の採択を主張いたします。

○【石塚陽一委員】 陳情第21号については採択の立場で意見いたします。

有機フッ素化合物は、これまで泡消火剤やフッ素、つまりテフロン加工のフライパンや撥水スプレー、化粧品などの多くの製品に使われてきたものですが、これらの成分を含んだ水が河川や地下水から検出され、それはPFOSやPFOAという生物分解されにくく、生物体内に蓄積されやすいと考えられる成分が含まれているものであります。

フッ素化合物であり、汚染の事実が問題提起されてきたとのことですが、過去にも陳情が提出されてきました。横田基地近くの井戸から検出され、地下水系による影響を危惧し、対応策を都に提起するようにとの意見も出ましたが、今回はこの地域に生活する市民の体内に有機フッ素化合物が含まれているかどうか血液検査を行うようにとのことであり、当然のことながら汚染状況を調査することを行うべきであると思われされます。なぜならば、この有機フッ素化合物は環境残留性が高く、血液中に蓄積する、臓器や胎児に危機を及ぼし、がんの原因になる可能性があるとも指摘されています。それだけに、現実問題を考慮するならば、国立市をはじめ、目には見えない地下水系の影響を考える地域において実態調査を行うべきものであると考えられますので、それによってさらなる対策を講じなければなりません。

そのような観点から、この陳情事項の趣旨を勘案し有機フッ素化合物の汚染の実態を解明し、この地域内の居住者の健康調査をすることの意義を認め、本陳情第21号は採択と致します。

○【青木健委員】 本陳情には、不採択の立場で討論させていただきたいと思っております。

水道水中の有機フッ素化合物については、一昨年9月と昨年3月及び12月に関係市へ、これは東京都ですけれども、説明済みであります。暫定目標値が示される前に、新しい目標値、新しい測定法に基づいた調査を開始し、検査結果が高かった浄水所への対策は既に実施をされているということでございます。

そして、今年度からは国の対応が正式に通知されたことに伴い、全ての浄水所における原水、浄水や給水栓水等において有機フッ素化合物の測定を年4回に強化するとともに、先ほど質疑をさせていただきましたが、測定結果を東京都水道局のホームページに公表しているということでございます。また、併せて申し上げるならば、都内131か所の給水栓水を検査されたそうですが、その全てが暫定目標値を下回っているということでもあります。

これらのことを考えるならば、国・都の取組を踏まえ、本陳情で提案されているような決議を行う必要はないと私は考え、不採択と致します。

○【小川宏美委員】 本陳情は採択の立場で討論いたします。

今回、武蔵野台地が半世紀に及んで汚染されているのではないとも言われているこの問題に関して、今になって新しい調査方法や測定回数を増やして、その暫定目標値をクリアしているという言い方には、それをよしとするのはあまりに、そこまでいい人にはなれないと思いますね。どうなんでしょうかね、この陳情に表しているのは、少なくとも最低でも10年は基準値を大幅に超えた水を飲んでいたということが明らかになったというのが、この陳情です。最低でも10年です。汚染された地下水のくみ上げをやめた後の調査で、算定値を下回るのは当然じゃないでしょうか。そのところのデータを信じられるのかというのはちょっと疑ってしまいますね。というのは、他人事じゃないんです。国立市のデータを見ても、ここの陳情にも書いてありました、PFOSとPFOAだけでも国の暫定基準値の5倍、275ナノグラムが出ているわけです。

そして、私が先ほどもデータで示しました、東京都が少なくとも2005年以降調べている15種類のPFAS群、有機フッ素化合物の汚染状況を見ましても、国立市は他市と比べても相当高いんです。私の計算に東京都の数字を足してみましたところ、840ナノグラムあります。これは国の指針の50ナノグラムの16.8倍です。これは2020年の値です。その後、調べたのが下回るのは、汚染された地下水をくみ上げてないんだから当然なわけです。そのところは国立市は当然分かっていることだと思います。

2度におわたって陳情者が今回この問題を出して、健康調査まで求めるという陳情内容、どう受け止めますかね。健康調査まで行うってことって本当じゃないですよ。ほとんどないです。他の委員もおっしゃったように、水俣病とかも含めて、原爆の後遺症のことも含めて、ここまで健康調査がこの地域で行われたことって、これまでにあったでしょうか。そう考えると、この問題、本当に深刻な問題が実は起きていたということが、2020年以降明らかになってしまったこと。国立市としてどう考えているか、言葉はかなり気をつけて発言されているのは分かります。

しかし、命の水の問題です。住民の命に本当に、もろに関わる水の問題、陳情者もそうでしょうし、住民の方々もこれまでの厚労省、環境省、そして東京都にたらい回しにされながら、情報が隠されてきたことも明らかになりました。それを明らかにしたのは国立市や府中市の情報公開条例にのっとった情報公開の精神、国のデータは住民のものであるという、そのところに立って国立市が示してくれたから、東京都が隠したかったデータを出したわけです。そのことも明らかになりました。2005年以降のデータ、2,829件がホームページに公開されるようになったのも、国立市と府中市の本当におかげなんです。そのところは東京都から圧力がかけられて、足並みをそろえて黙っていてくれと言われたにもかかわらずデータを出した国立市、これは明らかになっていることですから言っています。その情報が出たことで、国立市の決算特別委員会に初めて資料が出たこととなります。そのことで知ったデータが、430ナノグラムというのが示されたのは本当について最近のことですね。

ですから、今、この問題を健康調査まで含めて東京都に意見を上げていくことは、本当に重要なことだと思います。国立市の環境政策、環境にどのぐらい国立市が、感度がいいか、力を入れているのか、それが本当に分かるのはこのPFAS問題だと私は思っています。PFAS問題がその1つだと思っています。ここはしっかりと国立市議会から意見書を東京都に上げて健康調査を検討し、それを速やかに進めていただきたい。そのことを強く願い、陳情を採択と致します。

○【藤田貴裕委員】 それでは、採択の立場で討論したいと思います。

このPFASですけども、永遠の化学物質ということで、体にも環境にもずっと残って、さらに体に残ったら臓器あるいは胎児に影響を及ぼすんじゃないか、またがんの原因になるんじゃないか、そ

ういう指摘のあるものであります。

今回、アメリカが生涯健康勧告値をここで示しましたけども、米国のほうも、最初は連邦のほうはそこまでやる気がなかったと思います。州レベルで相当規制が進んでいて、飲み水でこんなにたくさんPFASが出るのかということでアメリカの人たちが怒って、そして連邦政府もこの問題に取り組まなきゃいけない、そんなふうになったと思います。2018年5月ぐらいからようやく連邦のほうでも取組がなされるようになって、今般の数値の設定になったと思います。この問題に詳しい京都大学の方は、極めて厳格で、実効性を持つか疑問はあるが、飲料水にPFASが含まれていること自体、問題視するEPAのスタンスの現れだという指摘がされております。

そういう面では私たち地方自治体、命を預かるところからしっかり声を上げて、国をも変えていく、そういうことはとても大切なことだと思いますし、どれぐらい私たちの人体にこういったものが残っているのか血液検査をしてみる。そして、問題があればしっかり対処していく、これは普通のことだと思いますので、私はこの陳情を採択したいと思います。

○【関口博委員】 この陳情は東京都に対して議会から意見書の提出を求めるという陳情ですので、これは間違いなく採択としたいと思います。

それで、陳情者の文章の中から、環境保護庁、EPAの生涯健康勧告値の設定が非常に厳しくなったということを教えていただきました。私は生物濃縮ということを非常に勉強して、それが卒論等に関わっていたということがあって、大学もそれを研究していたということがありました。このときは、PCBは生物濃縮というのが問題になって、今はPCBをどういうふうに扱おうかというのは厳しくなっているというのがあります。米国がこういう生涯健康勧告値の設定を非常に厳しくしたということは同じような現象だというふうに思っておりますので、生物濃縮という、頂点にいる人間に対して、これは非常に危機感を持っていただきたいと思います。

計測器がないというような、5ナノグラム・パー・リットルまでしか計測ができないということではなくて、これを新しくするというのも市長会から東京都に要望してほしいと思いますし、先ほどの答弁では発生源に対する広域調査というものについても、東京都が慎重ならば広域連携で、これは外部委託してでも調査をして、発生源の特定をするべきだろうということを要望しておきます。

特に国立市の場合は、水道の問題で定義しましたけども、水道水、環境水、そういう水の問題に対して、市民の健康というものを守るためには大切なものなので、担当部局というものをきちっと設置していただきたいと思います。そのように当局に要望し、この陳情については採択と致します。

○【香西貴弘委員長】 意見、取扱いを打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本陳情を採択とすることに賛成する方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数。よって、本陳情は採択と決しました。



議題(2) 陳情第22号 国に福島原発処理水の海洋放出見直しを求める陳情

○【香西貴弘委員長】 陳情第22号、国に福島原発処理水の海洋放出見直しを求める陳情を議題と致します。

陳情者から趣旨説明をしたいとの申出がありますが、これを受けることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なし。それでは、陳情者より趣旨説明をお願いいたします。趣旨説明は簡潔をお願いいたしま

す。

○【小野公秀陳情者】 すみません、引き続き趣旨説明のお時間いただきましてありがとうございます。説明させていただきます。

国に福島原発処理水の海洋放出見直しを求める陳情ということで、こちらまず上げた理由からお話しさせていただけたらと思います。

まず、トリチウムの危険性というのは、もともと放水をしますというところからずっと話がありました。その議論をどういうふうにするのかというのがないまま、出さないといけないというような話になっているのかなと思っています。放出は来年の4月になりますということが決まりまして、1キロ先にトンネルを掘って、そこから放出しますという方針だったんですけども、その工事も実は始まってしまいましたというところで、漁業関係者の方たちの声もそのままに、工事とか放出する準備をどんどん進めちゃっていいのかというのはちょっと乱暴過ぎやしませんかというところで、今のほうで懸念する問題点を提起させていただいて、陳情を上げさせていただきましたというところが趣旨になります。

では、陳情の趣旨説明をさせていただきます。2021年4月13日に政府の関係閣僚会議にて、福島原発事故発生以来懸念されてきた原発処理水の海洋放出が決定されました。今年になり7月18日に原子力規制委員会で放出計画が了承され、8月2日に内堀福島県知事、吉田大熊町長、伊沢双葉町長が放出設備の本体工事開始に同意し、8月4日に着工されました。政府と東京電力はトリチウム、放射性炭素、テクネチウムなど定量確認できない人工放射性核種や毒性化学物質の含有可能性が残る水を、2023年以降30年間にわたり年間22兆ベクレルを上限に福島県沖への放出を計画しているところですが、これに対しては3つ問題があると思っています。

まず、1つが、環境基本法にのっとり環境基準及び総量規制がないまま行われようとしている点でございます。

環境基本法は、放射性物質による環境汚染を防止するための措置について、原子力基本法などの法律に対応を委ねておりましたが、2012年に成立しました原子力規制委員会設置法によって環境基本法が改正され、原子力基本法などに委ねる旨の規定が削除されたため、現在は放射性物質による環境汚染を防止するための措置が環境基本法の対象となっております。これに併せて、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法では、放射性物質による適用除外規定が削除され、環境大臣が放射性物質による大気汚染・水質汚濁の状況を常時監視するということになっています。また、環境影響評価法も、放射性物質による適用除外規定が削除され、放射性物質による大気汚染・水質汚濁・土壌汚染についても環境影響評価を行うということになりました。

政府はトリチウムなどの規制基準以下まで薄めて放出するというふうに言われていますけれども、放出される放射性物質の総量自体は何ら変わらないと思っています。これは生態系への影響も含めた科学的な評価を行った上で、他の有害物質と同様に、環境基本法にのっとり環境基準を定めると同時に、現在、規制のない総量規制を設けた上で海洋放出の判断をすべきじゃないかと考えています。この判断のないままの海洋放出は、福島海産物への風評被害を拡大させる懸念を拭うことはできないんじゃないかと思っています。

2点目が、トリチウムの影響軽減及び除去対策の検討不足があるというふうに思っています。トリチウムは放射性の水素で、弱いベータ線を放出してヘリウムに壊変する構造になっております。体内に入ると一部が有機結合型トリチウムというものになって、体の組織に取り込まれて長くとどまり、

DNAに取り込まれた場合には、ヘリウムに壊変する際にDNAを切断するというのが分かっています。

また、生物濃縮すると考えられております。半減期が12.3年ということで、長く保管できれば、その分トリチウムの影響を減らすことができるというところと、あとは近畿大学などで開発されているトリチウム除去フィルターの技術、そのほかの除去技術も含めて、これらの技術が実用化されるまで地上保存を継続できないのか、保管のための土地を確保できないのかなどの再検討が必要なのではないかと考えております。今、ニュースで出ている話だと、土地はあるんだけど、廃棄物を置くからできないんだという説明がありましたけど、それはもうちょっと考えようがあるんじゃないかなというのが素直なところでございます。

3点目が、処理水の成分測定の徹底ということで、2018年には処理水であっても、放射性炭素とかテクネチウムが基準値を超えて残留したことがありましたということは、ニュースにも上がっております。今後の海洋放出時には、全ての放射性核種と毒性化学物質を測定するという方針になっていきますけれども、処理水に関する全ての測定結果情報の公開を徹底するとともに、予防原則に沿って余分な放射性被曝や放射性核種や化学物質による環境汚染を極力避ける対応を行うべきだと思っております。

処理水の海洋放出は、原発事故の復興を目指す福島県民と県内農林水産業をはじめとする地域社会活動へ多大な影響を及ぼし、さらには日本全土にも影響を及ぼすことになりかねないということで、これらの問題点を再度慎重に検討、議論を重ねた上で判断し直すべきだと思っております。

陳情事項としましては、福島県知事及び内閣総理大臣、原子力規制委員会、復興大臣、経済産業大臣に対し、以下の陳情事項の意見書を国立市議会から提出することを求めたいということになっていきます。

1個目が、福島県は、政府と東京電力に対し、2015年に締結した、関係者の理解なしにはいかなる処分も行わないという福島県漁業協同組合連合会との文書約束を守らせるとともに、処理水の全ての放射性核種と毒性化学物質などを完全に測定して、全情報が公開されて、海底トンネルなど希釈放出設備の健全性・安全性が確認されるまでは海洋放出に了解せず、福島県民の安全と安心の確保に向けて慎重に判断していくということです。

2点目が、政府は、処理水海洋放出の方針を延期し、中止に向けた再検討を行うことという2項を陳情事項として挙げさせていただきたいと思っております。御審議をお願いいたします。

○【香西貴弘委員長】 説明が終わりました。陳情者に対して質疑を承ります。小川委員。

○【小川宏美委員】 1つ伺います。2ページ目の一番上にあります文章なんですけど、ここは処理水の成分測定の徹底というところなんですけど、今後、海洋放出時には、全ての放射性核種と毒性化学物質を測定する方針となっているとありますが、これはどこの方針なんですか。全て、放射性核種というところにもこだわってしまうのですけれども、これは文脈としては政府でよろしいんですか、伺います。

○【小野公秀陳情者】 すみません、すぐに出てこないんですけど、もしかしら政府ではなくて、規制委員会のほうのコメントかもしれないですね。ごめんなさい、正確に出どころがすぐに確認できません。申し訳ありません。

○【香西貴弘委員長】 分かりました。では、よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、陳情者に対する質疑を打ち切ります。

それでは、当局に対して質疑を承ります。石塚委員。

○【石塚陽一委員】 この陳情書を読んでいただいて、当局の皆さんは原子力規制委員会や国の考え方は、諸外国でも海洋放出をしているとの報道ということですが、かつそれに併せ、日本では地域経済に与える状況を勘案し、風評被害にも配慮した施策を講じているようですということですが、当局はどのようなふうにお考えになりますか。一言でいいです。

○【鈴木環境政策課長】 国の見解を踏まえて市役所当局としてどう考えるか、国立市民の生命・財産に影響を与えるかどうかという観点からいきますと、安全性の担保が取れているかどうかということに尽きることになるかと思いますが、放射性物質を含んだ処理水の放出に当たりましては、その基本的な考え方としては、国際放射線防護委員会の勧告に基づいて、追加の公衆被曝量を1年当たり1ミリシーベルト未満にするべきと。一般的な自然界においては既に2.12ミリシーベルト受けていて、追加で受けるものは1ミリシーベルト以下、処理水を放出する1リットル当たりのベクレル数に直しますと6万ベクレルだそうございまして、これの40分の1以下、今回トリチウム1,500ベクレル以下にして放出するというございまして、この考え方に基づきますと、安全性の担保が取れていると理解、認識しているところでございます。

○【石塚陽一委員】 ありがとうございます。分かりました。

あともう2点あるんですけども、1点は、この陳情書を読んでいただければ、原発処理水の海洋放出については、現在お話のあった水のトリチウムや放射性炭素、あるいはテクネチウムと言われるものは全て排除処理されているかどうかということですが、例えばトリチウムの影響軽減や除去対策についてですが、どの程度の数値になれば海外への影響は最小限に抑えられるとお考えですか。今、一部ちょっと出ましたけど、続いて。

○【鈴木環境政策課長】 すみません、ちょっと繰り返しになってしまうところがあるかと思うんですけども、今回、1リットル当たり1,500ベクレル以下にトリチウムは規制した上で放出するというございまして、これが規制基準の40分の1以下であるというところで認識しております。

○【石塚陽一委員】 最後になりますけども、今の海洋放出についての件です。この陳情項目に2つうたわれておりますけれども、我が国も諸外国のやっていることに倣って放出するという手法以外に何か考えられることはないかということ、ちょっと難しいかもしれないけど、すみません。

○【香西貴弘委員長】 市はお答え可能ですか。石塚委員、いかがでしょうか。いま一度、ちょっと変えていただけますか。

○【石塚陽一委員】 これは先ほど来質疑している中において、国立市の行政当局からすれば立場上非常に難しく、お答えはできないかと思っておりますので、これで私は結構です。

○【香西貴弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を打ち切り、意見、取扱いに入ります。石塚委員。

○【石塚陽一委員】 陳情第22号については採択の意見を致します。

この問題については、既に原子力規制委員会や担当する政府の所管庁及び東京電力等が、福島原発の処理水の対応をどうするかとの課題について、タンク内にストックしながら貯蔵するには限界があるとの立場から、地元の漁業組合、関係者とも協議をしてきたようです。放射性物質、トリチウムを

含んだ処理水について、一定のレベルまで下げた上で放置すれば安全であるとの認識と併せ、かつ政府は風評被害対策や漁業者への補償についても検討されている状況であり、科学的には重ねて安全性には問題ないとのことですが、福島県民の皆さんや国民の誰しもが納得できるような具体的な検証結果を明示し、かつ生態系への影響も含めた科学的な検証を実施し、有害物と同様に環境基本法にのっとり環境基準法を定め、総量規制を設けた上で海洋放出の判断をすべきであると考えます。

また、トリチウムの放射性の処理水においては、その効果等についても検証し、陳情書にもあるように、近畿大学で開発されているトリチウムの除去フィルター技術等を活用するのも1つの施策ではないかと考えます。

ですから、ここで処理水を海洋放出するだけでなく、福島県民の皆さんの立場に寄り添って再考していただくことも必要ではないかと考えます。このような状況から、陳情第22号については採択とさせていただきます。

○【小川宏美委員】 本陳情、採択の立場で討論いたします。

処理水、汚染水の問題を考えると、どこの誰が言っていることを基準に考えるべきかと思うと、私はやはり福島の漁業に携わって、それをなりわいとしてきた方々の立場、また地域の声だと思っています。農林水産関係の団体の方々、消費者組合の方々のお声、その声から目を離すべきではないと思って今回も確認してまいりました。

県内の59の自治体、議会の約7割が、放出に関して反対か慎重な立場を取っています。また、福島の漁業協同組合連合会、そして農林水産業団体、消費者団体は、国のほうから、規制委員会からも、福島県も、あと2つの自治体も放出設備の本体工事に同意して、着工もされていますけれども、漁業組合連合会の皆さんはいささかも変わることもなく、1ミリも変わることもなく反対だという立場も示しています。私はその発言の重みを受け止めたいと思っています。

5月13日に、私たち三多摩議員の有志でいわき市議の佐藤和良さんをお呼びしました。佐藤さんは昨年、海といのちを守る福島ネットワークを設立し、ここにはあらゆる団体が入って、この処理水の問題、放出を止めていく、許さないという立場で大同団結したネットワークを設立しました。皆さんがおっしゃっていたのは、やはりトリチウム等の毒害性、長期間放出は海洋生物などに蓄積されて、海洋環境と生態系にどう影響していくのか、ここも全く環境アセスメントもない中、見えないという問題、また1キロ沖合に流すということになっていますけれども、これまでの海底の岩盤が安定しているかどうかのシールド工法にしてもボーリング調査、これも3本しかしていないという状況。とてもじゃないけれども、地元の方々はどういったこれまで繰り返されてきた国策としての原発に関する情報の在り方に疑問しかないと言っています。

全くコントロールされていない福島第一原子力発電所の過酷事故、そして廃炉のめども立っていません。11年たっていますけれども、これは問題が山積みであって、ここに加えて処理水の海洋放出、地元の反対、その声をしっかりと受け止めるべきだと考え、本陳情は採択いたします。

○【青木健委員】 本陳情には、不採択の立場で討論させていただきたいと思います。

まず、海洋放出を決定したのは、先ほどから言われておりますけど、汚染水ではなくALPS処理水であり、その処分については、福島の復興をなし遂げるためには避けて通れない課題であると思われる。処理水の安全性を確実に確保するとともに風評被害を払拭し、あらゆる対策を行うことを通じて、地元関係者も含め、多くの皆様の理解を得る努力を続けてまいるといってもあります。

ALPS処理水は、福島第一原子力発電所の建屋内に存在する放射性物質に汚染された水を、多核

種除去装置などを使い、トリチウム以外の放射性物質を規制基準以下まで浄化処理した水であります。ALPS処理水にはトリチウムという放射性物質が残っておりますが、トリチウムは水素の仲間であり、水道水や食べ物、私たちの体の中にふだんから存在しているということでもあります。規制基準を満たして処分すれば、環境や人体への影響は考えられないということも聞いております。

ALPS処理水の処分は、廃炉の安全、着実な進展と福島復興のためには必要不可欠な課題であり、廃炉作業を進めていくためには敷地内にスペースを確保する必要がありますが、現在は処理水のタンクがあることにより多くの敷地が占有されております。このため処理水の処分を行い、タンクを減らしていく必要があります、一方では、廃炉にすることによって風評被害を生じることが起きてはならないという問題も含まれております。

復興と廃炉の両立の大原則の下、処分を適切に進めていくということでもありますので、私どもとしてはこの陳情には不採択とさせていただきます。

○【柏木洋志委員】 本陳情については採択の立場で討論を致します。

陳情事項にもありますけれども、この汚染水については関係者の理解なしにいかなる処分をも行わないという約束がございました。その約束がある下で海洋放出の検討を行うこと、または行おうとしていることについては、幾つかの新聞においても、現状、地元の理解は得られていないという趣旨の報道がされていると同時に、漁業関係者からもこの反対は根強いものであるという報道もございます。

このような状況でこういった海洋放出については、決して行うべきではないというふうに考えますので、本陳情については採択と致します。

○【藤田貴裕委員】 それでは、採択の立場で討論したいと思います。

処理水を流しても国は安全と言っているけども、本当に安全なのかなということは私はとても疑問だと思います。そもそも安全だと言っていた原発が事故を起こして、現在、地下水から原発にどんどん入って、汚染水を止めることすらできないと。また、廃炉のめどすら立たないほか、安全神話は福島第一原発で壊れましたけども、その前から既に原発をめぐる、配管が薄くなって、そこから熱湯が飛び出して人が亡くなったほか、放射能漏れ事故もありましたし、ちっとも安全じゃないということがよく分かっておりますので、私は原発というのは速やかにやめて、本当だったら2011年のときに速やかに再生可能エネルギーにかじを切っていたら、今の日本のような電力不足というのはきっとなかったんだろうなということで、40年後まで原発の運転を延長するだとか、あの辺の本当にひ弱な態度が残念でしょうがないかと、私はそういうふうに強く思います。

また、現在、独立行政法人原子力安全基盤機構が、毎年1回、原子力施設運転管理年報というのを出版しておりますけども、わざわざそこに第四編というのをつくって、放射線管理、ここでいろんな数字を出しています。つまり、原子力発電というのは、平常運転であっても放射性廃棄物をさらに放出したり、あるいは海に放出をしたりしている。これが現状でありますので、平常運転であっても放射性廃棄物というのは海に捨てられている、空にまき散らされている、こういう現状があると思います。

私は速やかに脱原発をして、安心安全、そして安価なエネルギーを速やかに生み出して、国民生活のために停電が起きないような電力施策を国に求めていきたいと思っておりますので、私は採択します。

○【関口博委員】 私も採択の立場で意見を述べます。

同会派の藤田委員が今述べましたこと、本当にそのとおりだというふうに思っています。このことをぜひ広めてほしいと思っております。

先ほどの陳情のときに、私、生物濃縮について研究していたという話をしましたけれども、原点が

やっぱり小学校のときの原体験ですね。小川でハヤをすくったりメダカをすくったり、フナを捕ったりとかいうことができ、その川が家の目の前の海に流れていったわけです。とてもきれいで、川も海もきれいだったところがだんだん汚染されていった。それでどぶ川になって行って、海が汚くなっていったというのを目の当たりにしまして、海洋汚染、公害というものについて関心を持ち、生涯ずっとそれを持ち続けています。

ですから、海洋汚染については、全くこの陳情事項のとおりにしてもらいたいというふうに思いますし、それを求めていきたいと思います。こういうことを防げるのは唯一、原発をやめるということです。原発をやめればいいということだけです。

意見を申し述べまして、この陳情に対しては採択と致します。

○【香西貴弘委員長】 意見、取扱いを打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本陳情を採択とすることに賛成する方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数。よって、本陳情は採択と決しました。

ここで昼食休憩と致します。

午後0時4分休憩



午後1時5分再開

○【香西貴弘委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

議題(1) 陳情第24号 国立駅南口JR東日本グループによる住宅棟建設に関する陳情

○【香西貴弘委員長】 陳情第24号国立駅南口JR東日本グループによる住宅棟建設に関する陳情を議題と致します。

陳情者から趣旨説明と、お手元にございますとおり、資料の配付をしたいとの申出がありますが、これらを受けることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと確認いたしました。それでは、陳情者より趣旨説明をお願いします。なお、趣旨説明は簡潔にお願いいたします。

○【水下貴司陳情者】 本日は陳情ですが、初めに、御礼を申し上げたいと思います。国立市の北地区であります、近年、町並みが整えられ、とても活気づいてきました。かつて中央線がまだ高架でなかった頃、国立の北地区から南側に行くには、細い小道のようなところを遠回りして行かなければなりません。それが現在は南北に広い自由通路ができて、とても行き来しやすくなっております。線路が市民の往来を妨げていた壁のようなものであったわけですが、その壁をなくしていただきましたJR東日本様に感謝いたします。都市計画課の方にも厚くお礼申し上げます。国立駅北側に立派なロータリーができました。歩道も整備されて、駅北側の町並みはとてよくなっています。行政の方の御支援もあり、国立市の北地区はとてよすてきなまちだと言われるようになってきました。

さて、本日でございますが、国立市北地区の良好な住環境を守るため、また、それを維持するためをお願いしたいことがありまして、この議会の場に参りました。大変切実なお願いになりますが、御審議の際は何とぞよろしくお願い申し上げます。

国立駅南口の駐車場跡地に、JR東日本グループが高さ31メートルの住宅棟建設を予定しております

す。調整会の結果、300ミリメートル、30センチ低くするということを聞いておりますが、駅南口の駐車場跡地は、つい最近の計画では、3階建ての屋上広場ができるものと思っておりました。

事業者の方から説明会と称された連絡が来ました。計画には変更がつきものでありますが、説明会は、商業棟のこともあり、それぞれ2回ずつ計4回が行われました。国立市は国立市まちづくり条例があるとおり、住民参加によるまちづくりをうたっております。しかしながら、説明会に参加した感想として、住宅棟の建設は一方的な通告のように感じました。私どものほうから何度も要望と意見書を添えて事業者側に伝えておりますが、取り合っていただけません。現在の計画建物は、住宅棟というよりも、どこか対話を遮る壁の建設のように思えました。

先日、市議会だよりを見ておまして、私たちの北地区はとても勇気づけられました。それは中の会が多くの方の署名を集めて、国立らしい住民参加によるまちづくりを行おうとする動きを知ったからです。その陳情が議会での全会一致により採択されたことに希望づけられて、私たちも本日の陳情をすることに意を決しました。

まちづくりにおいては、市民の方々の様々な御意見が反映されるものと思っております。国立駅舎の横の土地の交換の件、また、駐車場跡地の住宅棟建設の1階には、行政からの御要望であります子育て支援機能公共施設が入ると聞いております。土地の所有者は、現在もまだ市であるのではないかと感じております。駅南口の駐車場の跡地のまちづくりの形成においては、私たちの要望も入れていただけるように、まずは事業者の方より誠意ある対応をしていただくこと、議会からも後押ししていただけますよう、陳情をお願いしたいと思っております。

陳情の趣旨でございます。1、JR東日本グループによる計画建物は大型かつ高層であり、かつ東西の細長い敷地に長大な壁となるような様態となっております。国立駅南口複合公共施設整備基本計画、2017年2月までは、少なくともこの東西に細長い敷地に、長大な壁を造らないような構想がありました。この土地が市の所有でなくなったとしても、その土地の活用計画は、当初のまちづくりの構想が継承されるべきであると思っております。

2、商業棟、こちら、事業主はJR中央線コミュニティデザインさんが景観に配慮して高さを23メートルにするなど、地域社会との関わりとコミュニティーを重視したコンセプトとなっている一方で、住宅棟での説明会、こちらの事業主はジェイアール東日本都市開発さんでは終始、事業性と収益性により建設に御理解くださいといった説明であり、開発事業の趣旨が同じJR東日本グループとは思えないほどの違いを感じております。

3、国立市まちづくり条例第6条第3項では、事業者は、開発事業を行うに当たっては、誠意を持って対応することにより、紛争の予防及び解決に努めなければならないとなっておりますが、住宅棟の説明会では事業者自らの言葉がほとんどなく、代理人からの説明で近隣住民の不安や話合いの要望に向き合っておりません。あらかじめ、対立を想定して苦情を封じ込めるかのようなやり方は条例の趣旨に反するものであり、事業者は誠意ある対話どころか市民との、対話を遮る壁をつくっております。

4、事業主は商業棟と同じJR東日本グループでありますので、住宅棟の建設も商業棟との連続性と一体感があるような高さとしてほしい。事業者は商業棟と同様に、まちづくり条例に倣って、対話と市民の合意形成によって開発事業を行っていただき、誇らしい町並みづくりと建物造りをしてほしいと思っております。

以下、陳情事項のとおりでございます。何とぞよろしくお願い申し上げます。国立市北一丁目を愛

する住民代表。

○【香西貴弘委員長】 ただいま説明が終わりました。陳情者に対しまして質疑を承ります。石塚委員。

○【石塚陽一委員】 陳情の御提出、どうもありがとうございます。1つ2つ、ちょっとお尋ねしたいんですけども、今、いろいろ陳情の趣旨説明を頂きまして、その中で感じるところは、まず、1点、建築基準法に基づく規制というよりも、それ以前に建築主や建築業者の対応に異議を唱えられていると思うんですけども、この陳情を出す過程においてどのように、今まで何回か対応してきていると思う、その辺りをちょっとお教えてください。

○【水下貴司陳情者】 今回の経緯であります、事業者のほうから、先ほどお話ありました説明会というものがありました。ただ、こちらにつきまして、参加したところ、いろいろと先ほどおっしゃっていただいたように、建築建物につきましては、いろいろと高さの制限とか基準というものがあるというふうに、私たちも理解しております。

ただ、その中で、こちらのほうですけども、これは青木議員さんのほうから、国立市のJR東日本との用地交換に関する経緯ということで非常に丁寧な御説明いただきまして、このような形でお話がありました。JR東日本は、用地交換後の利活用の方針として、商業棟と賃貸住宅棟の開発を行うこと、いずれも31メートルの高さとするのを定めておりましたとおっしゃっておりました。その中で、いろいろと基準がある中で、31メートルというのは、いろいろ都市計画法の話かと思うんですけども、1つの商業棟が23メートルになって、住宅棟のほうはそのまま31メートルというところについて、どうも違和感というのか、一体感、連続性がないというところについて、少し疑問を持ちながら事業者のほうとお話をさせていただいたところでもあります。

そういったところの話を進めながら、どうしても住宅棟のほうにつきましては、高さのほうの要望については応じられないということがありましたので、そういう経緯を含めて、お話が難しくなってしまったところをお伝えしたいかと思っております。

○【石塚陽一委員】 どうもありがとうございます。分かりました。

あと、もう一点だけですけども、今日御提出いただいた2017年2月の国立駅南口複合公共施設整備基本計画というのを頂きまして、ありがとうございます。その中に、そちらのほうからも御指摘されているような、複合施設は、東西に細長い敷地に立地することから、駅前に長大な壁を造らないような構造やデザインとしますということで、当時資料が出ているんですけども、この辺りをどのように現実的には解釈されていますか。

○【水下貴司陳情者】 こちらの計画のほう、2017年2月、こちらは駅前に、私たちのほうは、こういった3階に広場ができるというのをいろいろな市の広報等を通じまして、そういうものができるんだなというふうに思っておりました。ただ、その辺のところは、駅舎の横の建物が建つということで、どうも計画が変更されたということをして市報等でも拝見させていただいたんですけども、その後が、3階が広場だったのに、あれ、随分高い建物が建ってしまうなという驚きを感じたというのが率直な思いであります。

もちろん計画につきましては、何事も計画でありますから変更というものはつきものだと、私どもも思っています。ですから、この広場から住宅棟ができるということに対して、私どもの陳情の署名を受けた方と話をいろいろするんですけども、住宅棟の建設そのものを反対というわけではございません。現状、計画がある中で、もう少し調和のある建物ができていただけないかなということです。

その調和というのは、今まで国立市というのは、連続性とか、一体感とか、連携という言葉が非常に大切にされてきたかと思えます。そちらの資料の中で、左のほうで御覧いただければと思えますけれども、いろいろなマスタープランの中で、公共施設の中で、いろいろ建物とか施設等で連携ということがありますので、こちらの連携のある建物ということをしていただければありがたいなというふうに思っておりました。

○【石塚陽一委員】 最後になります。どうもありがとうございます。そうしますと、陳情者は、過去に出てきた資料とともに、なおかつ、また現状を把握する中で、一番欲しいのは、やはり直接、地域市民である陳情者の皆さん方と建築主との話合いというか、その辺で、例えば要望事項があれば要望を出して聞いていただいておりますとか、そういうような機会がなかったということが非常に残念だということではないですか。

○【水下貴司陳情者】 説明会という名の、説明会というんですか、それが国立市の商協ホールのほうで2回行われました。ただ、その説明会というのは、J R東日本の住宅棟の事業主様ではなく、私どもがちょっと違和感を感じたのは、その代理人というのか、別の、説明をされる専門の方みたいな方たちが司会進行をされて、こういう建物になっています。御理解してください。収益性と事業性より、こうなっていますという話が一方的に進んでしまうんですね。その中で、話合いというのか、擦れ違いみたいなところはあるんですけど、私も、この説明会に全て出たんですけど、商業棟については、そんな感じは全然しなかったんですね。結構、住民の要望とか商工会の方とかいろいろな方が来られていまして、地域社会で国立市の駅周辺の建物をどのように造っていくかという、住民参加によるまちづくりが行われていたというのをすごく感じたわけなんです、商業棟は。

ただし、一方の住宅棟については、いや、もうこういう建物がありますよというところの一方通行的なお話があったところについて、これはちょっと説明会ではないなというような印象を持ちましたので、そここのところで、事業者自らが、どういう建物で、どういうまちづくりをしていくかという気持ちが伝わってこなかったというのが今回の陳情の1つの趣旨でもあります。

○【石塚陽一委員】 どうもありがとうございます。いろいろと趣旨は分かりました。つまり、説明のときに、事業者いわく、事業性と収益性というようなお金のまつわるようなことを口走ったかのような印象を受けたということが1つのネックだと思います。分かりました。どうもありがとうございました。

○【青木健委員】 それでは、本日は陳情ありがとうございました。何点かちょっと質問させてください。陳情にあります、まず、陳情趣旨の2行目からになりますか、「7月19日には市役所において調整会も開催していただきました。しかしながら、未だ事業者からも誠意が感じられる説明はなく、信頼関係の回復に至っておりません」というふうにありますけど、この調整会での誠意という点について、今、さきの委員が質疑したことに関連すると思えますので、私のほうでは、もうざっくりばらんに、この調整会での焦点とは一体何だったんですか。その点をまず教えていただきたいと思えます。

○【水下貴司陳情者】 調整会に関する資料につきましては、お手元の資料の5枚ほどめくっていただいたところに、調整会会議録要旨というところがあると思えますので、それを御覧いただけますでしょうか。調整会のところですけども、今、大丈夫ですか。（「ごめんなさい」と呼ぶ者あり）

調整会のところでもありますけれども、会議録の趣旨と、あと結論のところが入っておりますけれども、審議委員の先生の方、委員会の先生の方もおっしゃっていたんですけども、ここの調整会の場でも、J Rさんの都市開発のほうから直接お話があるのではなくて、代理人の方から御説明をされて

しまっていると。私たちも事業者のほうと直接お話をしたいと思うんですけども、どうも事業主の方と代理人の方の間にも壁があるのかどうか分かりませんが、そのところの、この計画建物の目的と真意が、その辺のところがよく伝わってこない。確かに企業ではありますので、事業性ということとか収益性ということはあると思うんですけども、建物に対する計画そのものが、住民の私たちのほうに伝わってこないところがあるというところがありました。ここが商業棟との違いです。

その中で、収益性と事業性ということだけで、建築基準法でいろいろあると思うんですけど、31メートルというところを、いや、これは法律に抵触していませんから、法律上問題ありませんからというところで、高さ制限31メートルにしてしまっているというところですね。一方で、商業棟では、もっと高いところまで造れますよという話だったんですけども、住民との話合いとか景観とかいろいろありまして、23メートルにさせていただいたというところがあります。違法性がないから、高さ制限までいっぱいにするというところについて、分からないでもないんですけども、その辺のところは、もう少し私たちの、住民対話を行いながら、調整できるところがあれば、調整会にて調整していただきかったということでございます。

○【青木健委員】 分かりました。それで、今、要点記録を見させていただくと、実際に23メートルという高さが各所に出てくるんですね。「23メートルが歩み寄りの高さだと思っている」でありますとか、「23メートルまでしてほしい」ということで、結局は、この23メートルという高さが得られないと、業者側からの誠意が感じられないということを取られているんでしょうか、この辺はどうですか。

○【水下貴司陳情者】 そのところですけども、もともと、この場所につきましては、1枚めくっていただきまして、お手元の資料の2枚目になりますが、7月19日の調整会における趣旨説明を述べさせていただきました。その全文録です。こちらの全文録を載せさせていただきました理由としては、会議録というのは要旨だけが入ってしまうんですけども、要旨だけでは私たちの意図が伝わらないということがありまして、本日の資料で全文録という形で載せさせていただきました。

その中で、今、青木議員様のほうから御質問がありました高さについてですけども、それはあくまでも、23メートルというのは1例であります。その考え方は何かというのは、3階建ての、例えばの話でございます、これは、3階建ての高さが15メートルとしたときに、今回31メートルができますけれども、その真ん中ぐらいであれば、本当は調整というような、もしくは調和という形なのかなという1つの思いであります。それが、例えば商業棟も、たまたま23メートルということであったわけなんですけれども、もし例えば23メートルであれば、商業棟と住宅性の連続性とか連携みたいなものがとても感じられる町並みになるのではないかとというのが私たちの思いであります。

○【青木健委員】 ということは、つまり、23メートルにしてほしいということの希望でよろしいんですね。

○【水下貴司陳情者】 こちらのほうですけども、行政の方から、この高さにしてほしいとか、数値目標的なことをおっしゃるといのは難しいと思います。ただ、私たちが思うには、商業棟のところにつきましても、いろいろ高さ制限があるところを、いろいろな形で住民の意見が寄せ集まって調和のある高さにしていると思います。つまり、私たちが求めているのは、住民の声、もしくは近隣住民の声を聞いて、それがふさわしいまちづくりとして意見が反映されるものであればというふうなところが思っているところでございます。

○【青木健委員】 ちょっと申し訳ございません。御答弁が抽象的で理解できないんですけど、ずば

り言っただけでないですかね、その辺について。調和というのが何を指しているのか、ちょっと私には分からないんですが、申し訳ございません。

○【香西貴弘委員長】 お答えいただけますでしょうか。

○【水下貴司陳情者】 調和のある高さというのは、住民から見て、その町並みとして、景観として違和感がない高さであるというふうに思っております。

○【青木健委員】 それは具体的には何メートルということになるんですか。人それぞれ違うと思うんですよね、景観や何かのことというのは。ですから、陳情者のおっしゃる違和感のないというのは、どれぐらいの高さのものを言っているのか、ちょっと私にはそこが想像がつかないのでお願いしたいと思います。

○【水下貴司陳情者】 これはあくまでも私どものほうから陳情事項で申し上げておりますとおり、連続性と一体感のあるというところが、やはり基準になっております。ですので、先ほど申し上げましたけれども、商業棟が23メートルということであれば、あまり違和感のないような高さにしていただくというのがよろしいのではないかとこのように思っております。

○【青木健委員】 すみません。それでは、商業棟の23メートルということについてはオーケーだということでございますよね。

○【水下貴司陳情者】 商業棟につきましては、私も説明会のほう、参加させていただきました。その中で、商業棟の方、コミュニティデザインの方が御説明されておりましたけれども、とてもいろいろな工夫をされて、いろいろ御要望を含めながら丁寧に説明をされていらっしゃるかと思います。その辺のところを酌みまして、お手元の今、青木委員さんのほうからお話があったんですけども、めくっていただきまして、審議会の会議録3枚目ですか。委員の方もおっしゃっていただんですけども、同じJRグループさんでやるということであれば、法人格が別であっても一緒にやっていただきたいというのが普通ではないですかと。やはり、これはこれ、それはそれではなくて、建物の連続性と一体感があるということについて、私どもとしてお願いしたいと思っております。

○【青木健委員】 そうしますと、連続性と一体感ということについては、陳情の趣旨の裏面、4に、事業主は商業棟と同じJR東日本グループなので、住宅棟の建設も商業棟との連続性と一体感があるように高さ23メートルまでとするなど、事業者は商業棟と同様に、まちづくり条例に倣って、対話と市民の合意形成によって開発事業を行っていただき、すばらしい町並みづくりと建物造りをしてほしいというふうに明確に記されておりますよね、陳情者の方。ということは、これは住宅棟も商業棟と同じ23メートルにしてほしいということの意味ですよ、ここに明記されているのは。違いますでしょうか。

○【水下貴司陳情者】 陳情の趣旨では、23メートルにするなどというふうに記載させていただきました。報道によりますと、もしくは市報等でも、住宅棟の高さは上限31メートル、もしくは31メートル以下ということになっておりますので、その辺のところの言葉というのは、以下もしくは上限、私たちも、23メートルにするなどというふうにさせていただきましたけれども、23メートルそのものに、全くこの数字にこだわっているというわけではございません。

○【青木健委員】 いえいえ、これを見ると、申し訳ないですけど、こだわられているというふうにしか、申し訳ないです、私には思えないんですよ。だって、「住宅棟の建設も商業棟との連続性と一体感があるように高さを23メートルまでとする」と、「など」ということはついていますけど、「とする」と明記されているんですよ。ということは、23メートルという高さに、これは陳情者の方はこ

だわられて、この陳情を出されているのではないかというふうに思うわけです。もう一度、御答弁いただいてよろしいでしょうか。

○【**水下貴司陳情者**】 こちらのほうですけれども、陳情としまして提出させていただきました。そのところの要望であります。こちらは、この後、私も陳情を提出するに当たりまして、署名のほうをお願いいたしました。その中で、私個人だけではなくて、署名の中で非常に多くの方、300名を超える方が、この陳情の文面の内容について賛同していただいたということでございます。ですから、つきまして、この件につきましては、多くの市民の声が入っているということで取り扱っていただければというふうに思っております。

○【**青木健委員**】 多くの市民の声が入っているということで取り扱わせていただきますけど、では、その多くの市民の皆さんの声というのは、何メートルという声だったんですか。

○【**香西貴弘委員長**】 お答えできますか。どうぞ。

○【**水下貴司陳情者**】 こちらにつきましては、陳情の文面を出して、この内容に賛同いただける方という形で、今回のほうは募集させていただきました。ですので、その辺のところの高さについては、いや、場合によってはもっとお話ししたら、もうちょっと低いほうがいいなという方たちもいるかもしれませんし、また別の考えをお持ちされる方もいらっしゃるかと思います。今回につきましては、この陳情書の文面の内容につきまして、300名を超える方から御同意、御賛同という形で、私のほうで、本日のほうは述べさせていただいているところでございます。

○【**青木健委員**】 何度も申し訳ございませんでしたけど、そうしますと、我々は、やはりこの文面で判断をしなければいけないんですよね。陳情を集めるのに、私、回って話をしているわけではありませんので、あくまでも出てきた文面で判断をしなければならないということになってくると、どうしても、ここに明確に、23メートルまでとするというふうにあるということは、この高さで、皆さんはお話をされたんでしょうということを推察するほかないというふうに思います。

それで、陳情事項の1点目を見ますと、「市当局は、商業棟と住宅棟は一体感と連続性のある事業」というふうに明記されているわけですね。このことについては、今申し上げた陳情趣旨の4番、「住宅棟の建設も商業棟との連続性と一体感があるように高さを23メートルまでとするなど」ということになっておりますけど、このことがここにかかってくるわけですから、必然的に23メートルを御要望なんだろうと思います。

そうしますと、陳情事項の1ですね、この前提で開発事業を取り扱うことを要望しますということでありまして、この陳情自体は市に出す陳情でありますので、つまり、国立市から事業者、23メートルまでにしなさいよという要請をしてほしいということの意味で捉えてよろしいのでしょうか。

○【**香西貴弘委員長**】 陳情者、よろしいでしょうか。

○【**水下貴司陳情者**】 そちらのところですけれども、私どものほうも、今回のこの陳情に当たりまして、先ほどからお話をさせていただきましたけれども、一体感とか連続性と、あるいは連携ということでもありますけども、なぜ、ここの住宅棟だけが、どうも私たちからすると、連続性とは一体性がないと見受けられてしまったところがございます。そこら辺のところにつきまして、先ほど青木委員さんのほうからお話がありましたが、行政としてどのような扱いにしていきたいというのか、御要望があるのか、難しいところあると思いますけども、私どもの解釈として、資料の中で、めくって5枚目になりますけど、そちらをちょっと御覧いただけますでしょうか。

これ、まちづくり、もちろんこういう議会の場でありまして、法律ということは私ども重々承知し

てありますけども、この条例の趣旨というところも、私たちがまちづくり条例ということで目を通すことがありました。その中で、5枚目のところに、一連の事業というところがございます。右側になりますけども、まちづくり条例施行規則、こちらのほうの25条にありますけども、この一連の事業というのは、同一の者が行う事業であり、かつ、土地の利用目的が同一の事業であると定義されています。同じ事業者が、その場所であれば一連のものですよと、見ますよという条文でありますけども、商業棟のほうはJR中央線コミュニティさん、住宅棟のほうはJR都市開発さんですよと、東日本都市開発さんですよと。これ、都市計画課の方にもちょっとお尋ねをしたんですけども、法人格が違うので別ですよという形でお取扱いされてしまっているんですけども、その辺のところ、私たちは、商業棟の建つのがコミュニティさんだとか、あるいは住宅棟が建つのが住宅開発さんだということは、詳しくは理解はしておりません。私たちは、商業棟も住宅棟も、同じJR東日本グループさんによる建設であると捉えております。例えば、そちらの左の標識でもありますが、駐車場跡地の件、こちらの標識でありますけども、出ているのは、都市開発さんとか、要はコミュニティさんではなくて、JR東日本本社という形で御案内がされています。つまり、今回の土地、駐車場跡地の土地利用につきましては、商業棟も住宅棟も同じJR東日本グループであると。そういうことから思えば、これは、子会社からこうですよという話じゃなくて、やはり1つの事業会社による一連の事業ではあると、私どものほうは解釈をさせていただきました。

そういうことであれば、一連のものでということであれば、商業棟と住宅棟も同じようなものになっていただきたいという考えを持っている方も普通かと思えます。

○【青木健委員】 商業棟も住宅棟も同じようなものになると思っている方もいらっしゃると思うということで、今御答弁いただいた中の最後に言われましたけど、同じようなものというのは、つまり、ここで言うところの住宅棟の建設も商業棟との連続性と一体性ということによろしいのでしょうか。

○【水下貴司陳情者】 そのところですけども、どのような建物ができるかというのは、私たちのほうでは、これは商業棟でお願いしたいとか、これは住宅棟でお願いしたいということは思っていないのではないかと思います。例えば、まちづくり条例の基本条例にも出ているんですけども、南口の件もあったんですけども、これは住宅棟でなくて公共施設であれば別に構わないと思っているんです。ですから、この辺のところ、住宅棟だから住宅棟、商業棟だから商業棟ということではなくて、確かに今回の住宅棟の1階には、行政さんによる子育て支援指導室が入ります。

そういうことから考えると、商業棟と行政さんの公共施設、そして住宅棟もありますから、全てがJR東日本グループによる一体事業ではないかと、私たちのほうは感じております。

○【青木健委員】 申し訳ございません、長くなって本当にすいません。

ちょっと申し訳ないんですけど、私のお伺いしていることと御答弁いただいたことの内容が、そこがありますので、再度お伺いしますが、事業者が一体ということなのかどうかということについて、私、お聞きしているのではなくて、あくまでも、今回建てられる商業棟と住宅棟、これが連続性と一体感があるように、高さを23メートルとすると。これについては、商業棟は23メートルですけど、住宅棟については何メートルですよという書き方ではなくて、「住宅棟の建設も商業棟との連続性と一体感があるように高さを23メートルまでとする」と明記されているわけです。

ということは、住宅棟についても、商業棟と同じ23メートルにしてほしいですよということの御希望でよろしいんですよということ、再度伺わせてもらいたいと思います。

○【水下貴司陳情者】 いろんなお話がありましたけど、私どものほうとしては、あくまでも、連携

が取れているか取れていないかというところの最初から疑問を感じていたところです。連携といいま
すのは、めくっていただいて2枚目のところに、複合公共施設の基本計画の位置づけでも、連携とい
う言葉がよく多用されています。広場の図のある、その左のところ。連携、連携、連携、連携と
いう言葉が使われていて、ここだけ連携されていないということに対する違和感です。それが23メー
トルという数字をたまたま超えてきたところがありまして、その数字そのものじゃなくて、私たちは、
やはり連携を取っていただきたいということでもあります。この連携というのは、土地を交換してそこ
から切り離してしまうと。これでは連携ではなくなってしまうところを少し思いながら、お願
いしたいというところがありました。

○【青木健委員】 申し訳ないです。ちょっと御答弁いただいている内容が私に理解し切れないで、
その連携という言葉が、そこに多々ちりばめられていますよということであるならば、第1回調整会
会議録要旨というところを見ると、「高さを23メートルまでとしてほしい」と。高さ、「現在計画さ
れている建物の高さ31メートルの間である23メートルが歩み寄りの高さだと思っている」と。23メー
トルという言葉が多く出てきているわけです。実際に皆さんのほうでは、23メートルという高さを示
されているわけですね。ですから、調整会において、その高さの差によって、JR側との話し合いが、
調整がつかなかったということになるわけなんですよ。

ですから、あくまでもこの陳情には、陳情趣旨の4に出ている連続性と一体感のあるように、高さ
を23メートルまでとすると。これは住宅棟も商業棟も同じことを言っているわけです。ということ
で理解してよろしいですよということ、再三にわたってお伺いしているわけなんです。どうなん
でしょうか。

○【水下貴司陳情者】 お話を承りましたけども、私どものほうとしましては、商業棟と住宅棟に関
する、一体感と連続性のあるものにしていただきたいと。そういうことが、たまたま1つのところで
23メートルということになったわけです。以上でよろしいです。

○【青木健委員】 分かりました。ということで、23メートルという数字が出たということでありま
すので、この陳情の1項目目、市政当局は、商業棟と住宅棟は一体感と連続性のある事業というこ
とで23メートルに抑えるように業者側に話しなさいよということの内容であるということ、私は理解
を致しました。

それで、もう1点だけ、本当に長くなって申し訳ないです。委員長さん、本当に申し訳ないです。

陳情事項の2なんですけど、調整会でも明らかにしたように、「事業者は、説明を専門の業者に任
せるのではなく、直接住民等への説明を行い、誠意のある対応と近隣住民との調和と対話により開発
事業を行うよう、行政からの指導を要望します」ということなんですけど、ちょっとこれも、調整と
対話によりとか誠意のある対応ということについて、もう少し具体的に教えていただけませんか。
うか。

○【水下貴司陳情者】 そちらのほうなんですけど、会議録の要旨の一番最後にまとめられてお
り、5枚目、6枚目めくったところです。事業者から説明があったものの、その後も請求者により
事業者に対する不信感や不満が述べられていたことから、今後も事業者から直接住民等への説明をし
ていただき、信頼関係を回復していただきたいとなっております。

こちらのほうなんですけども、事業者の、JR東日本の都市開発さんのほう、直接事業主のほうから、
御説明というのか、お話をほうをしていただくことを私どものほうから望んでおります。

○【青木健委員】 行政からの指導を要望されているということなんですけど、具体的に、行政は事業者

に対して何を指導したらいいんですか。そこをちょっと教えていただけますでしょうか。

○【**水下貴司陳情者**】 こちらのほうですけれども、私ども、まちづくりのところの条例を拝見させていただいております。その中で、事業者のほうから、第4条の第2項のところ、市は、市民のまちづくりにおける自発的な活動が円滑に行われるように必要な支援を行い、市民と連携してまちづくりを推進しなければなりません。市は、良好なまちづくりを推進するために、事業者に対して、必要な助言または指導を行わなければなりませんとなっております。つまり、都市計画課の指導係というところもあるかと思うんですけれども、まちづくり条例の趣旨に従って、行政のほうから事業者の方に、市民によるまちづくりができるようなという形で、事業者のほうからの丁寧な説明を頂きたいというところが、私どものほうの調整会の1つの希望であったということでもあります。

○【**青木健委員**】 これを最後にします。ということは、ここで言われている、陳情項目の2についても、1と同じように、つまりは、行政から事業者に、高さを、この陳情を出した市民の言う高さにするように指導してくれということの内容と、私は理解を致しますが、それでよろしいですね。

○【**水下貴司陳情者**】 本日の私の陳情ですけれども、陳情の趣旨で1から4まで述べさせていただいたとおりでございます。1から4まで含めたことが、かつ、陳情事項1と2ということをお願いしております。

○【**柏木洋志委員**】 そうしましたら、私からは、取りあえず1点お伺いします。趣旨のところにも述べられていること、あと、陳情事項にも述べられていること、様々伺いました。そこで1点お伺いしたいのは、お伺いというか確認という側面もあるんですけれども、事業者の説明会のところについてです。

趣旨のところでは、要するにその説明をされたということで、終始、事業性と収益性により建設に御理解ください。恐らくそういう趣旨のことがあったというようなことだと思うんですけれども、そのときの説明が、それでも本当に終始していたのか。もしくは例えば、要旨はいただきましたけれども、住民からの高さのことについては、もうさんざんやられたのであれなんですけれども、そういった要望について、何か建設的な話とかされたのかどうかみたいな、印象的な話のところになりますか、というのを伺いたいと思います。

○【**水下貴司陳情者**】 そちらの説明会におきましてですが、高さ以外じゃなくて、いろいろその建設に当たりまして、プライバシーの問題とか、あるいは、ほかの住民の方につきましては、駐車場の出入口の話とかいろいろ出ていまして、その辺のところの事業者とお話ということがいろいろありました。

ただ、一番大きかったのは、その事業所の中でも、やはり唐突に大きな建物ができてしまうというところが、お話の大きなスポットが当たっていたところだと思っております。

○【**柏木洋志委員**】 分かりました。そう聞いたけど、事業性と収益性により建設に御理解くださいで終わったというようなことであるのかと思います。なおかつ、要旨であるとか審議会の会議録とか、審議会の会議録じゃないですね、その要旨ですか、というのを見ても、今後、事業者から直接住民説明していただいて信頼関係の回復をしていただきたいというような状況であったのかということに感じます。以上です。

○【**小川宏美委員**】 7月に調整会が行われた資料も示していただいております。その後、今回陳情を出されるまで、事業者との間、あるいは行政との間に、何らかの話合いなり機会、そういったことが話し合われる機会というのはあったのでしょうか、伺います。

○【**水下貴司陳情者**】 7月19日の調整会の後から、事業者の方からの説明はございません。

ただ、私も御礼のほうを申し上げたいと思うんですけども、都市計画課のほうから、今まで、この審議会の会議録とか、あるいはその議事についてのものがホームページに上がっていたんですけども、探しにくかったんですけども、私たち、いつもそういうところを見ているところではございませんので、なかなか探しにくいところがあったんですけども、都市計画課さんのほうから、こういう今審議やっていますよとか、あるいはこういう流れになっていますよという、非常に丁寧な解説をさせていただいたことについては、とても分かりやすくなったので、助かっております。

○【**小川宏美委員**】 そうですか、分かりました。市のほうからは、市民の方にとっては見つけづらい場合があるような情報の探し方や提供があったということは分かりました。

もう1点です。今回提出されている方々の陳情提出者の、ごめんなさい、資料がいっぱいあって、2ページ目というんでしょうか、調整会、お名前も出ていて、これは個人情報なので非常に慎重に扱わなきゃいけないと思っておりますけれども、この方々が、2017年に国立市が出した南口複合公共施設整備基本計画も添付されていました。先ほども御説明されたように、2階に屋上つきの3階、いわゆる3階というんでしょうか、その絵もあって、施設相互の連携、そして長大な壁を造らないような構造をデザインとしたという国立市のこの計画、本当に案が取れて計画になったものですけども、これは、今回一緒に提出されている皆様の中にも、非常に重く残っているというか、これが、やはり記憶としては、一番、今回の30メートルを超える建物の公表があるまで、皆さんの中では、こういったものができるのかという印象が非常に強かったと受け止めていたという意味でこの資料が出されているんでしょうか、伺います。

○【**水下貴司陳情者**】 こちらのほうですけれども、私が実は管理組合役員をやっている中で、いろんなこの経緯につきまして、調整会の届出人の方、これも役員でありますけれども、意見交換をしておりました。その中で、今先ほどお話ありましたとおり、もともとはこういう計画であったにもかかわらず、今現在変更されて、ちょっと最初の頃と違ったものができたというところについて違和感を感じているというところの認識は合っておりますので、その辺のところを酌みまして、今回の資料を含めて提出のほうをさせていただきました。

○【**関口博委員**】 先ほど他の委員との丁寧な質疑応答があったので、私もここが少し見えたかと思えたんですけども、趣旨の中には、この4番目ですか、「連続性と一体感があるように高さを23メートルまでとするなど」というような表現がされていて、陳情事項については、「商業棟と住宅棟は一体感と連続性のある事業という前提で開発事業を取り扱うことを要望します」というふうに書いてある。

先ほどの答弁を聞いて、答弁というか陳情者のお答えを聞いていて、23メートルというのは、1つの商業棟の目安があるから、そういうことで、住宅棟については連続性を持たせてほしいということが、思いとしては、23メートルとか、住宅棟はもっと低くというような思いがあるのかという、これは想像されるけれども、陳情事項の中では23メートルという言葉は出てきていないと。それは、商業棟の中ではそういう高さが出てきているけれども、趣旨の中で23メートルまでとするなどと書いてあるということは、先ほどの話だと、連続性というものを重視してほしいということで、これを決定的に23メートルにしてくれと、あるいは2番目にそう指導してくれと書いてないというところで、私は陳情者の意図をそのように、つまり、23メートルにしてくださいとか、そういうことではないと受け止めたんですけども、そういう捉え方でよろしいでしょうか。

○【香西貴弘委員長】 お答えできますか。

○【水下貴司陳情者】 先ほど関口さんがおっしゃっていただいたとおり、陳情の趣旨と今回の陳情事項は分けて書いております。先ほどの委員さんがおっしゃられましたとおり、陳情事項のとおりでございます。

○【関口博委員】 分かりました。そうやって分けてあるということが1つの意味でありますということで、そうすると、例えば商業棟が23メートルが5メートルになって、住宅棟が25メートルなるとか、そういうような連続性とか、そういうようなことも含めて、できるだけ住宅棟が低くなって連続性という思いがあるんだろうと思うけども、そういうようなことも含めて、「など」というような表現と、それから陳情事項というのが別々になっているということで理解しました。

○【香西貴弘委員長】 ほかによろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、陳情者に対する質疑を打ち切ります。

おおむね1時間を経過しております。ここで休憩に入ります。

午後2時休憩



午後2時14分再開

○【香西貴弘委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

ここで、陳情第24号について署名が追加されておりますので、局長から御報告を致します。

○【内藤議会事務局長】 それでは、御報告申し上げます。陳情第24号につきまして、その後、賛成署名が270名追加され、ほか353名となりました。以上、御報告申し上げます。

○【香西貴弘委員長】 署名の追加については、以上のとおりです。

それでは、当局に対する質疑に移ります。質疑を承ります。青木委員。

○【青木健委員】 みんな後出しだね。頑張っている？——お許しいたきましたので。

すいません、それでは、当局に何点かお伺いしてまいりたいと思うんですけど、まず、先ほど陳情者の方、中2丁目マンションの陳情、これの議会での採択を見て意を決したというようなことでおっしゃられておりましたけど、私は、ちょっと全く条件の違うもので、比較が私自身ではできないんですけど、端的に、この中2丁目マンションと本件との違い、これについて教えていただけますでしょうか。

○【町田都市計画課長】 中2丁目との計画の違い、場所等の違いでございますけれども、まず一番大きな違いが、駅前商業地域ということで、周辺建築物が40メートルを越すようなものもありまして、周辺の町並みにも十分に調和したものであるというところと、あと北側住居が、中2丁目の場合はすぐ北側が民地で、住宅でございましたけれども、今回、北側住居からは約47メートル離れている。また、その後背地、その北側が近隣商業地域という用途地域でございます。それと、もう1つ大きいのは、31メートルを切っている計画である。それと、こちらは事務局の話になりますけれども、まちづくり審議会のほうから、高さについての附帯意見等は特になかった、その辺が大きく中2丁目とは違う案件かと思えます。

また、陳情内容でございますけれども、中2丁目のほうは生活環境への直接的な影響への配慮、それが趣旨のような陳情内容であった、そこが大きく違う点かと考えております。以上です。

○【青木健委員】 全く、建築における条件が違うんだと。用途についても、それだけの違いがある

ということが今の答弁であったわけでございますけど、今答弁でちょっとおっしゃってございましたけど、まちづくり審議会、ここで、高さについての意見はなかったようなお話でありましたけど、これについては間違いないですね。

○【町田都市計画課長】 こちらの建築計画につきましては、まちづくり条例に伴いますまちづくり審議会を開催しております。その審議会の中では、高さについては特段の議論もございません。また……（「答申は」と呼ぶ者あり）もちろん、市の答申の中にも、高さについてはございませんでした。

○【青木健委員】 分かりました。まちづくり審議会では、議論もなく答申もなかったということでありました。

そうしますと、ちょっと確認ですけど、調整会の場で、先ほど大分私のほうも陳情者に質疑をさせていただきまして、調整会で、事業者はどんな回答だったんでしょうか。あまりにも、何て言うのか、陳情者側、住民側との意見の差があるように思えてならないんですが、この辺について、分かる範囲で教えていただけますか。

○【町田都市計画課長】 調整会の内容ということでございますけれども、調整会の議論の中で、請求者さんからは、建物の計画の高さを23メートルに緩和してほしいとか、事業者から直接説明してほしいなど、何点かございました。調整会の中で、焦点はという中で、高さについてであるということから、それについて、事業者さんのほうからは、高さ基準がございません商業地域でございますので、しかしながら、周辺の景観等に配慮して31メートル以下としているものでございますけれども、この要望を受けて設計のほうを検討しまして、0.3メートル下げるという提案を受けました。また、そのほか、プライバシー対策などの提案も受けました。

しかしながら、高さについて、請求者と事業者との間で主張の隔たりが大きく、歩み寄ることが難しいと判断され、調整会のほうは終了しているところでございます。

○【青木健委員】 ということは、先ほどもちょっと陳情者の方にお伺いしたんですけど、この調整会における焦点というのは高さだったということで理解をしてよろしいんでしょうか。

○【町田都市計画課長】 はい、高さでございます。

○【青木健委員】 分かりました。そうしますと、高さにおいて事業者側からの歩み寄りがなかったわけですね、この調整会という中において。ですから、今回のこの陳情になったんだと思うんですけど。今回、これはふっと私、思ったんですけど、うちの議員からも言われましたけど、商業棟と住宅棟の高さの違いということでありますけど、それでは商業棟が31メートルだった、これは質問じゃないです。やめておきます。ごめんなさい、関係なかったです、すいません。

そうすると、この周辺に様々な高さの建築物があるわけなんです。ざっと見ただけでも31メートルを超える建物が何点か見受けられます。40.95メートル、40.80メートル、34メートル、31.0メートルというような建物もこの周辺にはあるわけですけど、市としては、今回、計画で出されているこの30.49でしたっけ、この高さについては、どのように考えられているんでしょうか。

○【町田都市計画課長】 市としまして、この高さ、30.46についてでございますけれども、市としましては、やはり法基準の中での計画でございます。また、まちづくり条例でも、こちらの商業地域のところについては高さの基準がない場所でございますけれども、任意でこの高さにしている計画でもあり、法的にも、周辺建築物との調和という意味でも御配慮いただいているものと認識しているところでございます。

○【青木健委員】 そうですか。分かりました。そうしますと、今後のことになるんですけど、この

建築計画が今後まちづくり審議会に諮問していくことになるという聞いておるんですけど、それでよろしいのでしょうか。

○【町田都市計画課長】 その予定でございます。先ほど申しましたまちづくり審議会のほうは、このまちづくり条例の手続の2段階ございます1段階目の大規模開発構想の手続の中での諮問が、先ほどのまちづくり審議会のお話でございます。今回、その2段階目の開発事業の手続の中で、再度、この建築計画について御意見を聴く予定となっております。以上です。

○【青木健委員】 分かりました。そうしますと、これから第三者の、そういう専門家の意見を聴く段階になるという状況下において、議会で何か判断するということについては、条例運用上で支障になるのではないかと思うわけですけど、まして、高さについて議会からどうしろこうしろというのはちょっとおかしいのではないかというか、現段階においてはまずいのではないか。それよりも、審議会の意見を尊重していくべきなのではないかと思うんですけど、その辺、当局のお考えはいかがでしょうか。

○【町田都市計画課長】 もちろん、市としましては、技術的、また景観的等、専門委員による第三者機関でございますので、そちらのまちづくり審議会のほうの答申というのは非常に重いものと認識しておりますので、ハード的といいますか、その建築計画に対しましての御意見というのは重要視していきたいと考えているところでございます。

○【青木健委員】 分かりました。私もそのように思います。それで、今回のこの建築の計画なんですけど、そもそも何で出たかという、JRのほうで、国立の駅前、復元した旧駅舎の両サイドに商業棟を建てますよと、商業ビルを建てますよという計画が持ち上がる中において、JRと市の所有している土地との交換という話に進んでいったわけですよ。それによって、この場所にJRがこういう建物を造りますよということを、今、計画をしているということでもありますけども、もし、まだ土地交換のことについては締結をされているわけではありませんので、この陳情が通ることによって、ひょっとすると、このJRとの用地交換に影響が出るのではないかということを私は考えるんですけど、この辺について当局というのはいかに思われますか。これは難しい。

○【関野国立駅周辺整備課長】 今の御質疑なんですけれども、JR東日本さんとの協議によることとなります。本計画、この計画が、先ほども都市計画課長から申し上げましたように、まちづくり条例上の高さに御配慮いただいていると言っているにもかかわらず、ここで、先ほどの陳情事項にもありますように、連続性、例えば23メートルといったような高さのお話をしたとなると、用地交換の協議にかなり影響を与える可能性もあるのではないかと考えております。また、JR東日本さんとの信頼関係にも影響を与えるのかと思っております。

仮に建物を下げるということを検討していただくとすると、それが整うまで、まちづくり条例に基づく協定を結ぶことができなくなるため、用地交換の契約ができず、広場整備の手続など、様々な事業が大幅に遅れるといったことも想定されるところでございます。以上です。

○【青木健委員】 分かりました。そういうことは想定をされるということですね。（発言する者あり）関口さん、ちょっといいですか。

○【香西貴弘委員長】 静かにお願いします。

○【青木健委員】 申し訳ないです。そういうことが想定されると、私も思いますよ。私、JR側だったら、多分この協定はなしですね、ということになると思います。それぐらい、微妙なことも、微妙というか、大きな問題も、この次に含んでいる陳情の内容だということについて、理解を致しまし

た。以上です。

○【柏木洋志委員】 私からは、端的に1点伺います。この件、ちょっと一般質問をした関係でかぶる点も多々あるかと思うんですけども、説明会や対話の場ということについて伺いたいと思います。

この間、要するにこの問題の要因の1つとしてあると考えられるのは、その説明会の場において、事業者、この場合、その代理の業者かな、代理の者に対する不信感というようなものがあつたのが1つの要因になるんじゃないかと考えるところであります。そのことは、要旨でしたっけ、最後のほうにありました調整会会議録要旨の最後の（イ）についてというところからも、「信頼関係の回復をしていただきたい」というようなことがあることから類推ができるところなんですけれども、今後、そういった、例えば対話であるとか調整、調整といったらまた別の話になってしまうかもしれないんですが、対話等々の場などは確保できるのでしょうか、伺います。

○【町田都市計画課長】 あくまで、対話というのは事業者さんになりますので、市としましては、そのような要望を、今、質疑委員おっしゃられました調整会の最後のほうに、信頼関係の回復をというお願いをさせていただいておりますので、市としては、それをお願いするという立場でございます。

○【柏木洋志委員】 要するに、制度的に調整会は調整会、制度的にある。けれども、今後のところでは、事業者が——独自にと言っているのか分からないんですけども——事業者側が周辺の住民等々に対して場を設けましようとなることをお願いすることはできるけれども、制度的には今のところないというような趣旨なのかと認識を致しました。

もう1つです。市として、例えば、その場については、これが通った場合の話であれば、その対話の場について要望することは可能ということなんですけれども、行政からの指導書という形になるのでしょうか。ちょっとそこら辺を確認したいと思います。どういう形で要望になるのか。

○【町田都市計画課長】 指導書という形になりますと、まちづくり条例上の中の指導書になりますので、また別になりますけれども、この陳情のほうの要望ということになると、同じ書面に列記するか等の形は、また今後の検討ですけれども、指導書とはまた一線の違う要望、お願いになるのかとは思いますが。

○【石塚陽一委員】 1点だけ、当局にお尋ねいたします。先ほど来、ほかの委員さんのるる質疑、また陳情者のいろいろ御答弁等を聞いておまして、私は建物の高さ以前に、近隣に先にお住まいになられている市民の皆さんへの業者の気配りに起因するところが、どうもこの陳情の文章を読むと多いんです、多く見受けられるわけです。その辺りに1つの解消する方法が見いだせるんじゃないかと思えますけど、どう当局はお考えいたしますか。

○【町田都市計画課長】 近隣住民の方への説明等につきましては、やはり事業者の責務ということで、しっかり誠意をもって対応するということが条例にありますので、誠意をもって対応、今までもしてきていただいていると思います。また、きっちりと条例に伴います説明会のほうも実施していただいて、また、個別等の近隣の説明なども行っているという話は聞いております。その辺については、事業者のほうに、これは最初からですけれども、丁寧に対応するよう指導はしているところでございます。

○【石塚陽一委員】 どうもありがとうございます。そのとおりだと思うんです。ですから、私どもができるということは、やはり建築主というか所有者というか、地権者になる方たちが直接出てきて、やはり今回陳情出された皆さん方と話し合うことによって誠意が伝われば、また別の活路が見いだせると思いますので、その努力をしていきたいと考えている次第です。はい、どうぞ。

○【香西貴弘委員長】 今、質疑ですか。

○【石塚陽一委員】 今私が言ったこと、そのように思いませんか。

○【香西貴弘委員長】 石塚委員、当局に——ちょっと待ってください。お答えになりますか。お答えできるんですか。もう一度、石塚委員、すいません、いま一度、質疑内容を、変えていただけますでしょうか。

○【石塚陽一委員】 分かりました、すいません、今のお答えでありありがとうございます。ですから、要するに今お話聞いていますと、どこまでいっても平行線だと思うんです。ですから、ここで高さとか云々という以前に、実際の施工する責任者の方が、業者でなくて、地域住民の方と話し合いを持てるような機会をどうにかつくるようなことには協力はできないかという質疑です。

○【町田都市計画課長】 今委員さんの責任ある方の説明というような御質疑かと思えますけれども、従前、2回説明会があったと、先ほど、私、御説明させていただきました。その説明会においても、事業者の責任ある方が2人以上参加して、その辺の説明会の中で、必要ある中では発言もされているかと思えます。

したがって、説明会等の、そういう近隣住民との対応の場に責任ある方が出席されているという事は報告で受けております。

○【石塚陽一委員】 ありがとうございます。私が言っているのは、この陳情書から読みますと、事業棟に関してはそれが言えると思うんですけども、住宅棟に対してはそうじゃないというニュアンスの文章が記載されているわけで、それをお尋ねしているんです。

○【町田都市計画課長】 今私が御説明したのは、住宅棟のほうの説明会の内容でございます。

しかしながら、やはり商業棟と住宅棟でございますので、かなり用途が違う説明会になるかとは思っています。したがって、説明のスタイルなどは、やはりどうしても商業系のお話、片や住宅系でございますので、若干その説明スタイルというのは差があるのかとは感じております。

○【石塚陽一委員】 どうもありがとうございます。あとは討論でさせていただきます。

○【藤田貴裕委員】 確認したいんですけども、この市有地に面した西1号線の建物というのは大体何階ぐらいの建物なんでしょうか。

○【町田都市計画課長】 西1号線の、ちょうど今回の当該地のすぐ南になりますけれども、道を挟んだところで、14階建てが、高さは43.93メートルとなっております。

○【藤田貴裕委員】 西1号線に何棟もありますよね。1棟だけじゃなくて、西1号線に面したところに建物ありますけれども、それは大体どれぐらいの高さなんでしょうか。

○【町田都市計画課長】 西のほうに行きまして、駅から少し離れていく方向にいきますと、6階、7階そのような、私が今申ししたのは、当該地のちょうど南側ということで14階というお話をさせていただきました。

○【藤田貴裕委員】 結構当該地はそれなりに広いと思えますけれども、その当該地の東から西の間で、31メートルとか、そういう建物はあるんですか。

○【町田都市計画課長】 先ほど申しました43.93以外となりますと、30メートル以上というものはございません。西1号線沿いということです。

○【藤田貴裕委員】 その1棟だけが40何メートルで、それ以外は31メートルがないということですよ。どれぐらいの高さなんでしょうか、ほかの建物は。

○【町田都市計画課長】 ちょっと今メートルはあれですけども、6階、5階、3階、まちまちな

いろいろな建物がございます。

○【藤田貴裕委員】 そういう高さの建物ということですね。分かりました。

ちなみに、陳情書の中といますか、JRさんの子会社の説明では、事業性と収益性より、これぐらいの高さでないと駄目ですよという話は書いてありますけども、市にはどう説明しているんですか、この事業性と収益性について。

○【町田都市計画課長】 市のほうでは、まちづくり条例上、収益性等のヒアリング等はしておりません。

○【藤田貴裕委員】 ごめんなさい、調整会などできつと、陳情者の方からのお話で、JRはそれに対して意見を言っていると思うんですけども、これ以上は低くできませんよと、0.3メートル下げますよと。あとは、事業性、収益性の観点からできませんとは、JRは言っていないんですか。この陳情書には、「建設に御理解くださいとの説明であり」と書いてありますけども、ここは違うんですか。

○【町田都市計画課長】 繰り返しになりますけど、直接事業者の方からはそのようなお話は伺っておりませんので、その辺については、ちょっとコメントできません。

○【藤田貴裕委員】 そうなんですか。陳情書に書いてあるんで、そういう説明をしているのかと思ったんですけども、じゃ、なぜJRさんは低くできない、そういう説明をしているんでしょうか。どういう理由で0.3メートル以外は下げられないと回答しているんでしょうか。

○【町田都市計画課長】 そちらは、やはりJRさんのほうのお考えかと思っております。

○【藤田貴裕委員】 市とJRさんとの協定書の話を知りたいんですけども、あの中では、最大高さ31メートルという言葉なのか、それとも最大高さ31メートル以下という協定なのか、そこを確認したいと思います。

○【関野国立駅周辺整備課長】 合意書になるんですけども、国立駅南口における用地交換に係る合意書、こちらにおきましては、最高高さを31メートル以下と表記しております。

○【関口博委員】 さっきの、駅周辺まちづくりの課長さんが、用地交換に対して、こういう陳情が通ったときに影響があるみたいなことを答弁していたんですけども、ここで踏み込み過ぎて答弁したんじゃないかということを、まず申し上げておきたいと、私の意見として。

今度、まちづくり審議会がありますと。2回目の審議会があるということで、1回目のところでは、高さのことについては全く話がありませんでしたという答弁がさっきあったかと思うんですけども、この2回目のとき、開発手続のときの審議会のときには、こういう陳情があったりこういう議論があったとか、そういうようなことというのが話をするということはあるんですか。

○【町田都市計画課長】 次回予定のまちづくり審議会でございますけれども、2回目を再諮問するという理由が、大規模開発構想で行った、便宜上言いますけど、1回目の審議会で、委員さんのほうから出た御意見等がどのようになったかということを確認の意味で再諮問するような形でございます。したがって、市としての諮問としましては、第1回の審議会で審議した内容について、再度御確認いただくというような内容を諮問する予定でございます。

その中で、本日の陳情のようなお話をするかしないかについては、ちょっと今まだ決めてないところでございます。

○【関口博委員】 1回目のときに高さの話をしなかった、資料等で、協議によって、JRとの話し合いではこうですよというような話をしたんですか。しても、なお、そういう高さの話はありませんでしたということなのかどうか確認させてください。

○【町田都市計画課長】 この交換等のいきさつ等については、説明をさせていただきました。まちづくり審議会の中で、高さについてなぜ出なかったかと申しますと、やはり、まずは商業地域ということで高さ制限がないところ、しかも、それを31メートルを切った計画ということで、特段のということで、専門委員のほうからの特段の御意見はなかったということになります。

○【関口博委員】 今の話は、31メートルまで御配慮していただきましたと、JRのほうで。そういう話があって、高さの問題はありませんというような形での話をして、それで審議をしてもらったので、高さの話はありませんでしたと、こういう解釈でいいんですか。

○【香西貴弘委員長】 どちらがお答えになりますか。

○【関口博委員】 もう一回言います。協議の内容を、協議の内容というのは31メートル以下ですよという内容ですね。それは、JRのほうで、高さ制限のない中でそうやっていただきましたということ審議会の中で投げかけておいて、その結果というか、だから、その高さの話合いはなかったんですかということ。

○【町田都市計画課長】 そうではなくて、先ほど申しましたとおり、まちづくり条例上、高さ制限のない商業地域ですので、1つの目安である31メートルを切っているんで、高さについては御意見がないと認識しております。

○【関口博委員】 つまり、そういう審議の内容でないから、市からそういう提案を、提案というか情報を出してないということだと思えます。つまり、情報を出してないというのは、審議する必要がないから、高さの制限なんかないんだからということ。そういうことで1回目は審議されたということだと思えますけれども、今回、この陳情が出て、これだけの議論がされている中で、2回目の中では、何もそういうことは出ないんですね。さっきの答弁だと、1回目の討論、し直しじゃなくて回答の積み残しみたいなことを討論するんだと、審議するんだというような言い方をされていたけれども、これだけの議論が議会でされている中でも、そういう情報提供というものは、審議会ではされないということですか。

○【北村都市整備部長】 まず、前提として、審議会は本当に専門の委員さんですので、専門家の御意思として議論をされています。その中で高さについての議論がなかったというのが、大規模開発構想の手続なのかということとなります。

ですので、こちらが提起したから議論があった、なかったとかではなくて、この計画を専門家の審議委員さんが見て、それに基づいて、そのような対応をなさったというのが大規模開発構想の審議の議論であったのかということになります。

先ほどの、今回のこの議論をまちづくり審議会の委員さんにお伝えするかということについては、この事柄についてはお伝えにはなるのかと思います。それを踏まえて、審議委員さんがどのように判断するのかというのはあろうかと思えますけれども、前回の大規模開発構想は、この計画を審議委員さんが専門的な知見で見たときに、高さについては全く述べられなかったということになります。述べられなかった答申に基づいたそれぞれの項目がありますけれども、それについては、次の開発事業の手続の中でもう一回確認をするというのが、条例上の手続になっているということになります。以上です。

○【関口博委員】 分かりました。今のお話だと、1回目のときにはそういう話がなかったと。それは、専門委員の審議するところだからというのは理解します。その後の話で、今度の2回目のときには、こういう議会での議論があったということは話を出しますという言い方ではなかったかもしれな

いけど、出ると思いますみたいな、そういう言い方だったかと思うんだけど、こういう議論がありましたということは出るということでいいんですね。

○【北村都市整備部長】 その辺りにつきましては、委員長との、まちづくり審議会の会長と、どう扱うのかという話をしないと、何ともここで一概にはお伝えできませんけれども、会長には、こういうような形のことがあったということはちゃんとお伝えいたします。

○【小川宏美委員】 お願いします。ジェイアール東日本都市開発さんが住民の方に説明をした際に、今回は高架の駅の北側の方からの陳情ですが、例えば周辺、南側なども含めて、住民の方からどのような建築計画、大規模開発に対しての御意見があったのか、それは市としてどのような意見があったと聞いていますか。

○【町田都市計画課長】 条例上の意見書の提出でございませけれども、今委員さんがおっしゃられました北側住民の方からの意見だけということになります。北側の住民からの御意見として、高さを下げてほしいというような御意見を頂いて、それ以外の、例えば南側等からの御意見等はございませませんでした。

○【小川宏美委員】 私はこの説明会に出ていたんですけども、いろんな方が御意見、手を挙げておっしゃって、非常に国立を代表するギャラリーがあったり、南側の方は低層の個人住宅がありますよね。結構意見出ていましたよね。

○【町田都市計画課長】 すいません、今私がお答えしましたのは、まちづくり条例上の中での意見書ということで答弁させていただきました。説明会のほうは、私も説明会の報告書を頂いております。その中では、今委員さんおっしゃられたとおり、様々な御意見が出ていたと認識しております。

○【小川宏美委員】 どんな意見が出ていたんですかという質疑ですけれども。

○【町田都市計画課長】 多岐にわたりますので、幾つかというお話になるかとは思いますが、やはり高さを下げられないかとか、あと階高を下げられないか、あとプライバシーのほうの対応をお願いしますとか、あと、工事協定は結びますかとか。ちょっと多岐にわたっておりますので、今、かいつまんで幾つかお答えさせていただきました。

○【小川宏美委員】 いや、この件に関して丁寧に審査しているので、そんなにかいつまなくてもいいんですけども。今建物についての審査ですので、今、高さを下げられないかというのもあったわけですね。南側の方々、北に限らず周辺の方から。違うんですか。プライバシーの問題、工事協定が結べないのか、あとどんなのがあるんですか。別にかいつまないでいいです。

○【町田都市計画課長】 この説明会の報告書の中では、どなたが発言されたかということは明記されておられませんので、私が先ほど申し上げましたのは、あくまでまちづくり条例上の意見書でございます。

後半でお話しいたしました説明会の意見等につきましては、どなたが申し上げられたかは明記されておられませんので、そこだけは御了承願いたいと思います。

ほかの御意見ということで、ワンルームタイプについては、廊下側の採光は必要ないのではないかとか、あとは、やはり南側のバルコニーの逆張りにして階高を抑えられないか、工事時間、土日も行うのか、その棟の工事についての御質問、あとは技術的なあれですけど、スラブを打ってわざわざピットにしなくてもいいのではないかと、1階は国立市に貸すとのことで、具体的に決まってないが、あの高さは必要ですか等、あとは似ているような話が始まって、工事協定が、先ほど申しましたけれども、工事が始まってからもめたくないの、これも協定を結ぶのか、あとは要望を聞いてくださいと

会、こちらの建設環境委員会で、いわゆる合意したことにつきまして報告をしております。その後、3月20日号の市報の1面で、4月には旧国立駅舎1周年記念事業におきまして東西広場を開放したことに併せてアンケートを実施しております。そこで、先ほどのパネル展示を行っております。その後、駅周辺整備の現在という冊子を改訂いたしましたり、今年の11月に駅前報告会、あとは、その後、子育て支援施設ですとか東西広場円形公園、こちらの方針等にも、用地交換については記載しているところがございます。

○【小川宏美委員】 ちょっと私の質疑を聞いていただきたいんですけども、やってきたことを言うんじゃないで、今市民の方が、この基本計画、2階と屋上の建物が非常に印象的であったために、旧駅舎との連なりが非常に感じられたのか。あのときは本当に英断だという感じがしましたけども、そのことをやってきたことはやってきたんだけど、市民の方にそれが伝わったという、伝わっていないような、今日感じでしたけど、その辺はどう思われていますかと聞いたんです。やったことを全部言ってくださいと言っているんじゃないんです。

○【北村都市整備部長】 先ほどもありましたように、用地交換の協議につきましても、都度ごとに議会のほうに委員会ですとか御報告させていただいて、その中で議論を頂いてきたという経緯がございます。こちらも努めてきたという事実はあります。

それで、全ての方に伝わったのかということ、それはなかなか、どのようなことでもありますけども、難しかったのかとは思いますが。ただ、こちらのほうでは努めてまいったということは、先ほど課長のほうで答弁させていただいたとおりとなります。以上です。

○【香西貴弘委員長】 ここで質疑を打ち切り、意見、取扱いに入ります。石塚委員。

○【石塚陽一委員】 陳情第24号については、採択の立場で意見いたします。

今回の国立駅南口J R東日本グループによる住宅棟建設に関する陳情者の意見によれば、事業主であるJ R当局による地域市民への直接の説明もなく、先住市民に対する誠意が感じられないことに起因しているのではないのでしょうか。

そして、住宅棟と商業棟に対する建築手法の好みが違うように思え、同じ場所に建てるものでありながら、住宅棟31メートル、商業棟23メートルと、なぜ地域性を勘案していただけないのかとの課題を提起している市民の皆さんの気持ちも理解できる場所であるのではないのでしょうか。

この地域は、国立市内では高層建築物が建てられるという法的現実はあるものの、特に住宅棟での説明会では、事業性と収益性より建設に御理解くださいとの説明であり、地権者のJ R当局者の誠意も見られず、業者任せの状況であったとの陳情者の言葉が何を語っているのかを考えず、当事者間のボタンの掛け違いも見受けられるようで、理解に苦しむところであります。

国立市は、中央線の複々線化による高架の問題と併せ、J R東日本とは話し合いをともに行い、高架下のnonowaの商店街の開業、その後の旧駅舎の保存と再築問題、そして赤い三角屋根の駅舎復元後の左右の空地の交換問題と、絶えず協力し合ってきたことも大切にしなければなりません。

そのような状況下で、今回の陳情の問題について、地元に住居する方々のお話を聞くにつれ、何とか両方の立場の皆さんの御理解に沿うよう努力する次第であります。

国立市には、全国に先駆けて、環境問題と建物の建築基準について取り組んできた経緯があり、二度と市民間で紛争の起きないまちづくりを目指してきましたが、今回の陳情者の陳情趣旨を尊重し、もう一度お互いに誠意ある話し合いを行政も一緒になって検討していただき、ここに住む市民としての立場をお互いに理解していただくことを願い、本陳情第24号を採択とさせていただきます。

○【柏木洋志委員】 本陳情については、採択の立場で討論を致します。

本陳情については、今後建設される予定である国立駅南口のJRビルに関するものですが、陳情の趣旨や、また事項でも述べられているように、住宅棟に関する説明会については、事業性と収益性により御理解をくださいというような趣旨の旨の発言に終始したというようなことでありました。それに対して、地域の住民、周辺住民であるとかいうところについては、この対応に不信感を感じるような結果になってしまったのではないかと感じます。

この結果、この事業に対して、その周辺住民から、陳情者も含め、一体感、そして連続性を重視してほしいというようなことを述べられることは当然であるかのように思います。それと同時に、陳情の趣旨において、23メートルというような例示はあるものの、その事業者、そして周辺住民の説明と対話の場、これを確保してほしいというような趣旨であると認識をしております。市は住民に寄り添って、そしてその要請、住民に寄り添う説明の場、もしくは対話の場、これを確保する必要性があるのではないかと考えますので、採択と致します。

○【青木健委員】 先ほどは、陳情者の方、長時間ありがとうございました。御礼を申し上げさせていただきます。その上で、大変申し訳ないんですが、私どもと致しましては、本陳情には不採択の立場で意見を申し上げさせていただきますと思います。

まず、今計画されているこのJR東日本グループによる建物、この周辺を見てみますと、直近で南側には14階建て43.93メートルの建物がある。また、線路を挟んだ北側を見てみますと、13階建て40.95メートル、あるいは13階建ての45.85メートルの建物が建っている。北については、離隔が47メートルもあるわけでございますけど、そのような状況から見ても、この地区で、この31メートルを切る高さ、30.46メートル、この建物が建つということについては、私は違和感がないのかというような気がいたします。

商業棟の、例えばボリュームを小さくすることによって、高さについて、私は、間違っていたらごめんなさい、40メートルぐらいまで建てられるんじゃないかと思うわけなんですけど、それを、この計画の場合には30.46と、直近の南側にある、先ほど申し上げた14階建て43.93メートルよりも低いものが計画をして出されたというのは、言ってみると、これは良心的な案なのではないかとも思うわけであります。

この地域の特性からしてみますと、中2丁目の話が出ておりましたけど、全く条件が違うところで、建築をされる地域が、商業地域、そして直近の北側の地域が近商地域ということでございますので、全く条件の違いで、ちょっとこれは2つを比較して考えるというのは乱暴な話であると私自身は思っております。その上で、今回のことについて見てみますと、どうしてもこの陳情書を見ると、先ほどしつこく質疑をさせていただいたわけなんですけど、陳情事項には確かにメートル数は明記されてないんです。しかし、陳情趣旨の4のところに、明確に、「住宅棟の建設も商業棟との連続性と一体感があるように高さを23メートルまでとする」、「など」という言葉がついておりますけど、23メートルという数字が明確に出されているわけです。ということから読み取っていきますと、やはり陳情事項の、市当局は商業棟と住宅棟は一体感と連続性のある事業という部分については、これは23メートルという高さを指すと言わざるを得ないものであると私自身は思います。だとするならば、この陳情が求めるのは、行政に対して、事業者には23メートルにしろよということを指導しろと。そして、その指導に従うようにやりなさいということの意味が読み取れるわけです。

ということになりますと、この計画自体が多分、JRのほうはどうするか、私、JRの企業じゃな

いんで分からないですけど、ただ、推察されることで申し上げるならば、だったら土地の交換しませんよと。私どもは、当初、計画を示させていただいたとおり、駅前に復元をした国立の駅舎の両脇に商業施設を建てますから、土地の交換をしませんよということを言われるということは十分推察がされることだろうと思います。ということになりますと、これが一番近隣の商業者及び多くの市民の方も、景観の問題でおっしゃってございましたけど、一番JRにやってほしくないことになるのではないのでしょうか。この一番やってほしくないと思うことについて、その可能性を生んでしまうような、申し訳ないですけども、この陳情については賛成をしかねると。

それと、行政についても、今後また審議会が、3回目審議会が開かれるということでもありますけども、ここは専門家の集団でありますので、一定の評価が出てくるんだろうと、答えが出てくるんだろうと思います。こういう指導を国立市がするというになると、これは大変大きな問題だろうと思います。今後また、明和のときではありませんけど、訴訟なんていうことにもなりかねないようなことに発展してもいけないと、そういうことも十分私は、この問題の中には考えなければいけない問題。ただ単に、事業者が誠意ある対応をしてないからそれをするよになんて、無責任な意見でこの陳情に賛成してはいけないということを私は思っておりますので、大変陳情者には御尽力いただいて、また、署名も大変多く取っていただいたということについても、十分その御尽力については評価をさせていただきますが、陳情そのものについては、申し訳ないですが、不採択という表明をさせていただきます。

○【関口博委員】 この陳情については、採択とさせていただきます。

当局の担当者は、市民の意見をもって旧駅舎の東西広場というものを何とか確保するために、土地交換ということを生懸命考えてくださったと思います。そここのところに尽力されたというのはよく分かりますし、感謝したいと思っています。それゆえに、先ほどの答弁みたいなのが出てくるのかと思うんですけども、ただ、この陳情の趣旨の中の4番目に、「高さを23メートルまでとするなど」ということが書かれていて、しかし、陳情項目の中には、「商業棟と住宅棟は一体感と連続性のある事業という前提で開発事業を取り扱うことを要望します」と、わざわざここに数字が明記されていないということ。つまり、思いはあるけれども、ここで言っているのは一体感と連続性という事業、この一体感と連続性という事業をJRさんにも考えてほしいということが陳情項目でありますし、それから事業者は説明を専門の業者に任せるのではなくて、確かに、私も聞いていて、JRの方が答えているんじゃないかと専門の事業者が答えているのかと思ったことがありました。そういう、当局の答弁では事業者もちゃんと、その担当者がいましたという話だったんですけども、陳情の方たち、市民の方たちがこのように感じるような状況があったのであれば、行政のほうから、そういう意見があるので、事業者の方にちゃんと説明してほしいというようなことを申し入れるのは、問題はないんじゃないかと思っておりますので、この陳情については採択と致します。

○【藤田貴裕委員】 それでは、採択の立場で討論したいと思えます。

確かに、北側には高い建物があつたり、南側にも40メートルを超える建物は1棟あるんです。細長いですから、40メートルもするんだというのは分かりませんが、そういう高い建物があるわけですが、先ほど質疑したとおり、それ以外は、6階だとか、西1号線ですけども、この市有地に面した西1号線では、実はそこまで高い建物はないと。1棟細長いのが40メートルあるだけということでありました。

そして、市とJRさんとの合意書の中では、最高高さ31メートル以下というような話でありますの

で、私は、確かに当該地は商業地で高さ制限ないといえども、すぐ道を挟んだところが、6階だとか3階だとか、そういう建物のところでありますので、私は周辺の住居環境などにも十分御配慮を頂けるととてもありがたいと、このように思っております。国立市は、昔から景観を市民が大切にすることで、高い建物を建てようとしたらどうなるのか、それは事業者の方も当然予見をするべきだろうと私は考えております。

また、近隣住民説明会でも、高いからもうちょっと低くしてほしいと、そういう意見があったのも事実でありましょうし、私は、その中で説明された、JRさんの関連会社が説明された事業性、収益性という言葉が、いまいちよく分からないと、それが本音のところです。近隣の建物は、31メートルという建物は西1号線に限っては1個しかないじゃないですかという話と、もともとJRさんが交換をしてくれた土地は、1926年の国立駅開業に向けて箱根土地が駅前広場で寄附した土地ですので、JRさんが買って手に入れた土地と市の土地を交換してほしいとか、そういう話ではありませんので、もうちょっと説明を、私はこの説明ではよく分かりませんので、非常に丁寧な説明をしていただきたいと思います。ということで、採択したいと思います。

○【小川宏美委員】 私も、採択の立場で討論いたします。

本当に、このところ連続して、議会、委員会にこのような陳情が出されてきます。文面もありまして、お力添えを懇願するという、本当に生活に関わる、プライバシーに関わる重要な案件が、市議会に駆け込み寺のように入ってくる、そのことを私たちはしっかり受け止めなければいけないと、今日も本当に思った次第です。

そして、国立市のまちづくりの形成文化という言葉もありましたように、そしてまちづくり条例を、今日も資料に入っていました。そのことを、度々住民の方に教えていただくような機会になっています。市の責務、そして事業者の責務、市民の責務、それが書かれていて、今、陳情提出者の皆さんは、市の責務も、そして事業者の責務も懇願してほしいという立場に立って、切実なお立場にいるのだと思います。

議会としては、議員としては、条例遵守、法令遵守です。そのまちづくり条例から見て、今回の陳情事項の2つ、「商業棟と住宅棟は一体感と連続性のある事業という前提で開発事業を取り扱うことを要望する」と。2つ目は、誠意ある対応を、調和と対話に向けた開発事業を行うよう行政から指導を要望する。これは、国立市がつくってきたまちづくり条例のどちらにも、4条、6条に全く適合するものです。その立場から、これは採択せざるを得ないし、採択したいと思います。以上です。

○【香西貴弘委員長】 では、意見、取扱いを打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本陳情を採択とすることに賛成する方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数。よって、本陳情は採択と決しました。

ここで休憩に入ります。

午後3時19分休憩



午後3時36分再開

○【香西貴弘委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

発言取消し申出がございます。この際、小川宏美委員から発言の許可を求められておりますので、これを許します。小川委員。

○【小川宏美委員】 ありがとうございます。皆様、貴重なお時間を頂きまして、発言の許可を頂きまして、ありがとうございます。発言取消しのお願いでございます。先ほどの陳情第24号の当局への質疑におきまして、事実と異なる発言をしました。つきましては、その部分について、発言の取消しをお願いしたいと存じます。委員長におかれましては、お取り計らいいただき、委員の皆様におかれましては、御許可いただきますようお願い申し上げます。

今後このようなことがないように、発言には十分注意してまいります。よろしく願いいたします。

○【香西貴弘委員長】 この際、発言の取消しについてお諮りいたします。ただいま小川委員から発言がありましたように、委員会における発言について、一部取り消したい旨の申出がございました。これを許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、これを許可することに決しました。

なお、会議録からの削除については、委員長において措置いたしますので、御了承願います。



議題(4) 陳情第25号 建設アスベスト被害の全面解決へ、アスベスト建材製造企業の基金拠出等、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める国への意見書を求める陳情

○【香西貴弘委員長】 続きまして、陳情第25号建設アスベスト被害の全面解決へ、アスベスト建材製造企業の基金拠出等、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める国への意見書を求める陳情を議題と致します。

陳情者から趣旨説明と、お手元でございますとおり、資料を配付したいとの申出がございます。これらを受けることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、陳情者より趣旨説明をお願いいたします。趣旨説明は簡潔をお願いいたします。

○【松本勇一陳情者】 東京土建府中国立支部で副委員長させていただいています松本です。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めにですが、国立市議会平成26年第4回定例会に提出させていただきました建設従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を求める国への意見書の提出を求める陳情を、無事、全会一致の採択を頂き、そのおかげで9割の建設アスベスト原告と国との和解が解決したことの御報告と御礼を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、説明に入ります。建設アスベスト訴訟は、アスベストによる被害を受けた原告または原告遺族に対し、国とアスベスト建材製造企業に謝罪と賠償を要求することが出発点でした。遺族原告の中で、夫と息子を亡くされた奥様がいます。旦那様は亡くなる前に、俺、何か悪いことしたかな、一生懸命仕事頑張ってきたのに、何でこんな苦しめないといけないのかな、もっと仕事をしたいと言われ、息子さんも、死にたくない、もっとしたいことがあるのに何でこんな目に遭わないといけないんだと言われ、亡くなられたそうです。残された遺族として、奥様がアスベストの被害に対し、どれだけの怒りと悲しみと悔しさがあるのか、言葉では言い表せません。2008年の第1陣提訴から14年が経過しました。今では全国約1,000名の原告のうち、約7割の方が自身の最終判決を聞くことなく、無念な形で亡くなられ、遺族の方がその遺志を引き継がれています。

今回提出する陳情書は、アスベスト建材製造企業の賠償が中心となっています。神奈川、大阪、京

都の最高裁判決で、おのおののアスベスト製造企業約10社は敗訴しており、賠償金の支払いを命じられました。しかし、アスベスト建材製造企業は、裁判で敗訴したときのみ賠償金を払うという姿勢を崩していません。アスベストを製造していれば、どの現場で使用した等の違いはありますが、アスベストの暴露の原因を担ったことに違いはありません。

建設アスベスト給付金法の申請者は、厚生労働省の試算では3万1,000名と、多くの被害者が見込まれています。そのため、アスベスト建材製造企業に責任を求めます。

加えて、全てのアスベスト被害者の救済を求めています。現在のアスベスト給付金制度は、賠償責任期間が設けられており、責任期間に含まれないほうは対象外となっています。さらに、屋外で作業されていた方は、アスベストを暴露する可能性が低いという理由で、賠償責任が認められていません。全ての原告は、専門医よりアスベストが原因だと診断された方です。アスベストが原因だと判明しているにもかかわらず、賠償期間の設定があつたり、屋内で作業していることに限定されてしまった結果、賠償責任が認められない原告がいるのは不合理です。

これまでの経過と、原告と遺族原告の御意志を継ぎ、国立市議会への陳情書提出を行うことになりました。建設アスベストの被害の全面解決とアスベスト建材製造企業の補償基金への参加・協力に向けた環境整備を求め、国への意見書を求める陳情の採択に御協力をお願いいたします。説明は以上となります。

○【香西貴弘委員長】 説明が終わりました。陳情者に対して質疑を承ります。柏木委員。

○【柏木洋志委員】 まず、陳情ありがとうございます。そうしましたら、私からは1点だけ。全ての原告は専門医によりアスベストが原因だと診断されたというようなことが今、述べられていました。そこに対して、屋外であるからであるとかいうようなところで、その対象とはしないというようなことになっているということですが、このことについて、今現在の動きであるとか、その関係の国からの発言など、もしほかにあれば伺いたいと思います。どうでしょうか。

○【松本勇一陳情者】 一定の屋内作業場で行われた作業に関わる建設業務となります。

○【柏木洋志委員】 ありがとうございます。やはりこのアスベストの問題って、結局、建材で扱っているのは屋内も屋外も変わらないじゃないですか。というところで、医学的にちゃんとアスベストによる健康被害があるというように認められるものについては、やはりちゃんと対象としていかなければいけないというようなことが今回の陳情を出された趣旨だと私も感じております。なので、やはりそのことについてはちゃんとやらなきゃいけないというところであります。

もう一点だけ。今現在、各製造企業のところの賠償について、結局、裁判で敗訴しないと賠償金は支払わないよというような姿勢であるというようなことで述べられました。このことについて、本来はその対象者について、裁判をしなくても健康被害は健康被害なのであるから、払うべきであると私なんかは感じますが、そこら辺のこと、もし何か詳しいことがあれば伺いたいと思いますけど、どうでしょう。

○【香西貴弘委員長】 柏木委員、いま一度、要点を絞って。

○【柏木洋志委員】 建材企業について、敗訴しないと支払わないよというような姿勢はとんでもないと私も感じましたということで、以上です。

○【青木健委員】 すみません、長時間お待たせいたしました。1点だけちょっと教えてください。陳情事項の2にあります「アスベスト建材製造企業の補償基金への参加・協力」ということが書いてあるんですが、補償基金というのは今現在あるんでしょうか。それでそれはどのような規模のものな

のか、そして皆さんのお考えは、その基金というのは幾らぐらいになったら十分な効力を発揮すると思われているのでしょうか。

○【松本勇一陳情者】 資料でお渡ししている15ページを見ていただくと、こちらのほうに詳しく書いてあると思います。資料15ページのとおり、国としてはこのような補償制度となっています。

○【青木健委員】 これ、15ページでしょう。給付金ですよ。基金ということ。基金というのは現在あるのかどうか。

○【松本勇一陳情者】 基金のほうは、現在ありません。

○【青木健委員】 そうすると、アスベスト建材製造企業、これは多分、皆さんは全企業に対してを指されているんだろうと思いますけど、どれぐらいの金額が基金としてあれば、この給付というのは国のほうでももう決めているわけですから、これプラスアルファになってくるんでしょうけど、それが支払いが可能ということだと思われているのでしょうか。その基金の額というのを、お考えがあれば教えてください。——分からなければいいです。後ほどとかそういうことでもいいです。

○【松本勇一陳情者】 すみません、そちらは後ほど御回答させていただきます。（「はい、よろしくをお願いします。すみません」と呼ぶ者あり）

○【香西貴弘委員長】 よろしいですか。ほかに。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、陳情者に対する質疑を打ち切ります。

それでは、当局に対して質疑を承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ質疑を打ち切り、意見、取扱いに入ります。石塚委員。

○【石塚陽一委員】 陳情第25号については、採択の立場で意見いたします。

アスベストに関する陳情は以前も頂き、全会一致で採択された経緯もありますが、当時もこの被害による病魔に困惑する方が多く実在したことも事実であります。このアスベストは、建築に従事された方々が、当時は建築資材として多く扱われ、この資材に含まれていて、これが原因で肺機能に大きな影響を与え、作業に従事した方々が発症した次第だと思います。

それ以降も、アスベストについては、特定石綿被害建設業務労働者等に与えた影響は大きく、この補償として、給付金等の支給に関する法律が成立し、現在、給付制度が行われていますが、今回の陳情では、原因となった資材を作った先であるアスベスト建材製造企業の拠出を定めていないという現実から、これを改めてアスベスト建材製造企業の補償基金への参加と協力に向けた環境整備を行い、建設アスベスト被害者問題の全面解決を求め、国への意見書提出を求めるものであり、本陳情を採択と致します。

○【青木健委員】 本陳情については、申し訳ございませんが、不採択の立場で意見を述べさせていただきます。

令和3年5月に、最高裁判所がアスベストの集団訴訟で国の賠償責任を認める判決を出したことを受けまして、当時の菅総理大臣は、原告団や弁護士と面会し、直接謝罪を致しました。その上で、原告団への和解金の支払い等について、基本合意書を締結しております。さらに、訴訟を起こしていない被害者にも、最大1,300万円の給付金を支給するため、与党として関係者からヒアリング等を行い、議論の取りまとめをした上で、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律を6月2日に議員立法として成立させ、本法律は令和4年1月19日に完全施行されました。

建設アスベスト給付金制度として、石綿にさらされる建設業務に従事した労働者の皆様が、石綿を吸収することにより発生する疾病にかかり、精神上の苦痛を受けたことについて、最高裁判所等において、国の責任が認められたことに鑑み、被害者の方々へ損害の迅速な賠償を行っております。

なお、政府、また私ども与党と致しましては、司法による判断を尊重して対応するという立場でございます。よって、本案の求めるところの基金の設立につきましては、これについての司法判断が出ていない、そういう中において設立をすべきだということを与党として申し上げるというのは、いささかこれは拙速な判断であると言わざるを得ないと思います。

なお、私どもと致しましても、この被害に遭って苦しんでいる方、また既にお亡くなりになられた方、その方々の御家族の苦しみ等についても十分理解をしている、その上で、当時の菅総理も迅速な対応を取られたということについては御理解を賜りたいと申し上げ、本陳情については、不採択の討論とさせていただきたいと思っております。

○【柏木洋志委員】 本陳情については、採択の立場で討論を致します。

アスベストに関する健康被害については、これはもう世間一般的にも認められているものであり、疑義がありません。そして、この健康被害者に対して、アスベスト建材製造企業が責任を持ってこの救済を行う必要性、これがあるということも明白であります。

また同時に、そういった一方、健康被害が医学的に認められつつも、その救済対象とされていない方がいらっしゃるというようなことも、陳情者、述べられておりました。こういった方々に対しても、救済対象として認定する必要があるということ、また、陳情書にも述べられているように、補償基金を設立すること、そしてそれによって賠償を円滑に行うことが必要であると考えますので、本陳情については、採択と致します。

○【香西貴弘委員長】 ほかに、よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、意見、取扱いを打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本陳情を採択とすることに、賛成する方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手多数。よって本陳情は採択と決しました。



議題(5) 第37号議案 国立市まちづくり条例の一部を改正する条例案

○【香西貴弘委員長】 第37号議案国立市まちづくり条例の一部を改正する条例案を議題と致します。

当局から補足説明を求めます。都市整備部長。

○【北村都市整備部長】 それでは、第37号議案国立市まちづくり条例の一部を改正する条例案について、補足説明を申し上げます。

本条例案は、建築基準法の一部改正に伴い、仮設建築物に対する制限の緩和規定において追加があったことから、建築基準法の条項に項ずれが生じたため、条例の一部を改正するものでございます。

また、附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

補足説明は以上でございます。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○【香西貴弘委員長】 説明が終わりました。質疑を承ります。石塚委員。

○【石塚陽一委員】 今、国立市まちづくり条例の一部の改正をする条例案という形の中で、これは

「建築基準法の一部改正に伴い、規定の整理を行う」とありますけれども、元である建築基準法第85条の仮設建築物に対する制限の緩和の条項が適用されてきていると思うんですけども、ここで第57条、「次の各号のいずれかに該当する開発事業については、第3章及び第4章の規定」というふうなことでありますけど、この(4)で、「建築基準法第85条第5項の許可に係る仮設建築物の建築」ということですが、このただ紙1枚だけでは、何がどうなのか分かりませんが、ちょっと概略だけ簡潔にお話ししていただけますか。

○【町田都市計画課長】 それでは、今回の改定の理由等を御説明させていただきたいと思います。

まず、まちづくり条例におきまして、今、委員さんがお話しいただきましたとおり、この条例の手続を適用除外できる規定がございます。その中で、仮設建築物、こちらは一定期間内しか使わないということが明確な建築物としまして、手続はしなくてもいいですよというような規定がございます。

その仮設建築物とはどのようなものを指すのかということで、種類といいますか、その対象となる建築物につきまして、建築基準法の中にあります、こちら、建築基準法の中で、仮設建築物に対する制限の緩和というのが建築基準法の中にございまして、その中に仮設建築物についての明記がございます。その仮設建築物の種類部分を市として引用させてもらって、市のまちづくり条例のほうで使用していることとなります。

そして今回、この建築基準法のほうで、その市のまちづくり条例で引用している部分の条項の1つ上に追加する改定がございました。したがって、その引用している部分が1つずれたことから、まちづくり条例内で引用してました建築基準法の第85条第5項なんですけれども、それが1つずれて、第85条の第6項となったものですから、今まで第5項を引用していたのも、今後は第6項を引用しますという、そういう改定でございます。

具体的に建築基準法のほうは何がということになりますと、これは建築基準法ですので、確認しているところによりまして、仮設建築物については、従前まではその期間が仮設ということで、最長2年3か月とされていたところを、今回の建築基準法の改定でその存続期間が延長することを可能とする、その条項が1つ入ったところを確認しております。以上でございます。

○【石塚陽一委員】 どうもありがとうございました。理解できましたので、ありがとうございます。

○【香西貴弘委員長】 ほかに、よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、質疑を打ち切り、討論に入ります。石塚委員。

○【石塚陽一委員】 本議案は、建築基準法の一部改正に伴うものであり、これにより国立市まちづくり条例の項目に条ずれが生じたものであるため、賛成いたします。

○【香西貴弘委員長】 ほかに、よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。



議題(6) 第39号議案 令和4年度国立市一般会計補正予算(第6号)案

(歳入のうち所管する部分、総務費、農林費、土木費)

○【香西貴弘委員長】 続きまして、第39号議案令和4年度国立市一般会計補正予算（第6号）案のうち建設環境委員会が所管する歳入、総務費の一部、農林費、土木費）を議題と致します。

当局から補足説明はありますか。政策経営部長。

○【宮崎政策経営部長】 第39号議案令和4年度国立一般会計補正予算（第6号）案のうち建設環境委員会が所管する部分につきまして、補足説明申し上げます。

初めに、4ページをお開きください。第2表債務負担行為補正は、建設環境委員会の所管するものは、追加が1件です。國宮橋改良工事については、施工方法の見直しに伴い、期間が令和5年度、限度額を8,400万円とする債務負担行為を追加するものでございます。

次に、歳入の主なものについて御説明いたします。10ページ、11ページをお開きください。款15国庫支出金、項2国庫補助金につきましては、歳出の補正予算に対応し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を増額するものでございます。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。16ページ、17ページをお開きください。款2総務費、項1総務管理費は、再任用職員の退職により、会計年度任用職員の任用替え及び勤務日数を増やしたことに伴い、国立駅前市民プラザ事務員の報酬及び期末手当を増額するものでございます。

32ページ、33ページをお開きください。款6農林費、項1農業費は、農業肥料等の物価高騰の影響を受けている市内農業者の負担軽減を図るため、肥料等高騰対策給付金を追加するものでございます。

34ページ、35ページをお開きください。款8土木費、項1土木管理費は、燃料費高騰の影響を受けている市内のタクシー事業者の負担軽減を図るため、公共交通事業者燃料費補助金を追加するものでございます。

項3都市計画費は、国立ベンチ寄附申込みに伴う備品購入費を追加するものでございます。

○【香西貴弘委員長】 説明が終わりました。

歳入歳出一括して質疑に入りますが、質疑の際には、補正予算書の該当するページを発言していただきますようお願いいたします。それでは、質疑を承ります。藤田委員。

○【藤田貴裕委員】 それでは、35ページの地域交通施策事業費、細節11補助金（その他）の福祉有償運送事業補助金、この内訳と内容を教えてください。

○【中村道路交通課長】 福祉有償運送事業補助金、こちらの内容です。まず、国立市の福祉有償運送事業ですが、こちらは令和2年の4月から新たに運行ルールを定めて、新制度による運行をスタートしています。以前より福祉有償運送を行っていた2事業者による運行で、市も積極的に市報やパンフレットで広報した結果、多くの利用登録を頂きました。事業者につきましても、令和2年9月より1事業者が加わって、3事業者による運行となりました。このこともあり、運行数は令和2年度の4,100件から、令和3年度が約7,800件に増えました。利用登録者も、約220名が約350名に増加しています。

ただし一方、利用者は通院や通所に利用の方がほとんどであるために……。 （「内訳だけでいいんですけど」と呼ぶ者あり）すみません。分かりました。そのことがありまして、今回、2つの事業者が新規に加入することになりました。こちらに運営経費に対する補助金である福祉有償運送事業補助金を増額するという事です。これが概要です。

○【藤田貴裕委員】 運営経費というのは例えばどういう経費で、1つの事業が90万円なのか、それとも会社によって金額が違うのか、この辺をちょっと教えてください。

○【中村道路交通課長】 補助金の算出根拠ということでよろしいでしょうか。

○【藤田貴裕委員】 はい。

○【中村道路交通課長】 令和2年度に、先ほど言ったように1社が新しく加わりまして、このときの補助額が、算定額が85万3,000円でありました。今回、この事業者の予定運行時間と、当時から認知度も上がっているということを加味しまして、新規の2社それぞれを60万円と120万円として算出して、180万円を増額することとしました。以上です。

○【藤田貴裕委員】 新規の事業者を入れないといけない理由はあるんですか。つまり既存の事業者に対して、こういう補助金を支給して、従前からやっていた会社にお任せするという選択肢はなかったんでしょうか。

○【中村道路交通課長】 先ほどちょっとしゃべりかけたんですけど、利用者は通所とか通院で利用する方がほとんどでありました。朝の時間帯に予約が集中するという課題がありまして、このことから、令和4年度に入りまして、既存の3事業者の運行がいっばいで予約が取れない状況となりました。それで、新規の申込みをストップしている状況になっております。これに対応するために、市のほうで市内の事業者に協力を求めて、新たに2事業者を加えるという形になりました。

○【藤田貴裕委員】 つまり既存の事業体で例えばそこに補助金を出して、車のリース代とか補助金を出して、車を1台増やしてもらったり、運転士に対していろいろ講習とかの補助をしていけば、既に行っている事業者だけで対応できたんじゃないですか。なぜ新規の2社が必要なんですか。

○【中村道路交通課長】 実質的に運転士の問題というのもございまして、直ちに車を増やしてとか運転士を増やしてという対応がなかなか難しいと考えておりました。

○【藤田貴裕委員】 事業者に対する福祉有償運送に対する補助というのは、ガソリンだけじゃなくて、いろいろな講習会だとか、いろんなものも市の要綱ではあると思うんです。この福祉有償運送がもう予約が取れないというのは、つい最近のことじゃなくて、結構相当前からあった事実なのかなと思うんです。そのときに対応していればよかったんじゃないのかなと思いますが、この点はどうですか。

○【中村道路交通課長】 予約が取りづらくなったというのは、令和4年の初めぐらいからだったと思っております。ですので、その後、市のほうでも新規事業者を増やすということで動いておりました、そういった結果となったということでございます。

○【藤田貴裕委員】 じゃあ、その3社のうちの会社が相当無理をして予約を今まで取っていて、いろいろと市に対して御意見もあったと思うんです、それについてはここではしゃべりませんが。福祉有償運送を全体で伸ばしていくという市の姿勢はいいと思いますけども、私は十分頑張っていた既存の事業者に対しても、それなりの育成、そういうのをやっていたほうがよかったのかなと思いますが、新規の2社は、じゃあ、国立とどういう関わりがあって、どういう実績があるのか教えてください。

○【中島基盤整備担当部長】 もう承認されておりますので、こちらのほう、事業者名を出させていただきます。医療法人の国立あおやぎ会と、社会福祉法人の幹福祉会というところでございます。

あおやぎ会につきましては、皆様御存じのように、青柳のほうでこれは高齢者施設のほうをやられていて、車の台数もかなりあります。そういった中で比較的、空いている時間でこの福祉有償運送をやっていただけるということで今、国交省のほうに申請をしているところでございます。

幹福祉会につきましては、これは周辺の立川市だとかそういったところで実績がある事業者でございまして、実際、福祉有償のほうも手がけているというところで、そういった2社ということでございます。

○【藤田貴裕委員】 国立と関わりのある会社でしたら、まあ、そうなのかなという気もしますが、もう一社は別にそうでもないようでありまして、もう少し市内のこういう公共交通事業も、結構今、大変ですよ。コロナのせいで。タクシー会社であっても潰れる時代ですから、私は十分その辺を注意していただいて、市の施策をやっていただきたいと思います。

次に、福祉交通事業者燃料費補助金、こちらの補助の割合ですとか内容をちょっと教えてください。

○【中村道路交通課長】 お答えします。こちらは170万円という金額でございますが、まず福祉有償運送事業者分、こちらが60万円、そしてこの中にある介護タクシー事業者分、こちらが110万円、170万円というふうになってございます。

○【藤田貴裕委員】 ガソリン代の高騰で、地方創生臨時交付金とか多分、使うと思うんです。そういうことで、その辺のガソリンの値上がりの問題をちょっと、何でこういう補助金をここでやるのか、一財が180万円も入っていますけど、これは一体何なのか、ちょっとこの辺、教えてください。

○【中村道路交通課長】 こちらの燃料費高騰に関する補助金なんですけど、こちらは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、こちらのコロナ禍における原油価格・物価高騰対応分、こちらを活用した補助金となっております。

このうち、地域公共交通の経営支援とするところで、公共交通事業者に対して車両燃料高騰分の補助を行うものです。

○【香西貴弘委員長】 藤田委員、すみません、通告をしているところと1段違っているところに入っているというのがありまして。既に燃料費のほうに入ってしまったということ。ほかに。柏木委員。

○【柏木洋志委員】 では、質疑いたします。まず、私のほうは、先に32、33ページの農林費の肥料等高騰対策給付金について伺います。この点についてなんですけれども、この算定根拠基準と、あと、そもそもこの金額で今、農業をやっている方々、要するこの対象となる方々は間に合うのかどうか、まず伺います。

○【堀江都市農業振興担当課長】 お答えさせていただきます。まず、給付金の算定根拠ということなんですけれども、これは令和3年中の農業所得に3.5%を掛けて、給付額を算出する方法とさせていただいております。この算出方法の根拠としましては、まず令和3年5月に実施しました、これは市が実施した農家意向アンケート調査で、一定額以上の農業所得がある方の中から、栽培品目、それから栽培面積などが異なる方を抽出しまして、その方々の農業所得額と肥料購入額を直接お聞きして、農業所得額と肥料購入額の平均額を算出しました。

次に、地元の農協さんに今般の肥料類、こちらは売上げの上位20品目、これはなぜ20品目かといいますと、その20品目で大体の農家さんはそれで購入されている部分を網羅するというのでしたので、その肥料類の平均値上がり率というのを確認させていただきました。

それから、先ほどの肥料購入平均額にその値上がり率を掛けまして、負担増となる平均額を算出させていただいております。その負担増となる平均額が農業所得の平均額に占める割合が3.5%ということで、そのような算定根拠とさせていただいております。

もう一点、その金額で足りるのかという御質疑だったと思いますが、今回の給付金につきましては、農業分野における物価高騰対策としては、値上げ幅が一番大きいというのは、肥料類、あと飼料、国立市の場合、家畜を飼われている農家さんはいらっしゃるらないので、一番値上げ幅が大きいというのは肥料類ということで、金額的にも負担が大きいと。そういったことをベースに、支給額を算定する

仕組みの給付金制度とさせていただきます。

農業者の方の負担増となる部分ということで、そこでいけば、ほかの部分はあるんです。それ以外の部分であれば燃料費とか、それから消耗品的な農業用資材、そういった部分はあるんですけども、値上げ幅がさほど大きくないと。それから、農作物によって使われる資材というのはかなり違っていて、それで、1年でなくて2年、複数年、使われるものもございますので、そういったことを考えますと、肥料類をベースとしたこの給付金制度ということで、大部分を補填できると考えております。以上です。

○【柏木洋志委員】 いろいろヒアリングを行ったりして計算をして、ある程度カバーできるというようなことであります。

もう1つ伺いたいのは、この物価高騰、要するに例えばすぐ終わるようなものでもないと感じているんです。そう考えると、今回は出すからある程度カバーできるというふうなことがあるのかもしれませんが、今後のところについてどういうふうに考えているのか。今後の話だから、正直なところ分からないところも多いかもしれませんが、どういうふうに考えているのか、伺いたいと思います。

○【堀江都市農業振興担当課長】 肥料類につきまして、この6月に一斉に値上げしたということがございまして、この先は高騰するかどうかというのはかなり不確定な部分でございます。もしそういったことで高騰して、農業者の方への負担が増えるといった状況が出てくれば、今回の給付金につきましては、国の地方創生臨時交付金を財源としておりますので、今年の令和4年12月に開催予定の第4回定例会で、補正予算案の提案という時期が間に合えば、そこはまた財政部門と相談をさせていただきながら、対策は検討させていただきたいと思っております。以上です。

○【柏木洋志委員】 分かりました。詳しくはまた討論で言いますけど、今後もっとさらに高騰するとかいうところであるとか、今の値段にしても高騰している状況なわけですから、必要に応じて出していただきたいと感じます。

では次に、34、35ページのところで伺います。先ほどの燃料費の話のところなんですけれども、この燃料費の補助金についてなんですけれども、福祉交通、公共交通両方なんですけど、これもその根拠と、足りるのかどうか、それぞれ伺いたいと思います。

○【中村道路交通課長】 まず、根拠ということでよろしいですかね。まず、福祉交通事業燃料費補助金につきまして、こちらは国立市福祉交通支援基本方針の中で、第二の公共交通と位置づけております。公共交通を単独で利用できない高齢者、しょうがいしゃ、しょうがい児を対象に、輸送を行っている福祉交通事業者全体の問題と捉えまして、事業者からの要望があることから、福祉有償運送事業者と介護タクシー事業者を含めて、燃料費高騰分の補助を行いたいと思っております。

○【宮崎政策経営部長】 今回、補正予算でお願いしているものは、今般のコロナ禍における、いわゆる燃料費等の高騰対策、これは国のほうが地方創生臨時交付金で措置したことに伴いまして、それぞれ様々な施策を打っておりますが、各部局においてこういった物価高騰のどれぐらいの影響を受けているか、それを様々検討した上で、基本的な積算をしております。

福祉有償運送につきましては、たしかベースとなる単価を定めまして、それに対して毎月第1月曜日のガソリン単価と、あと運行距離、それに積算したものを補助していくといったものでございます。

一方で、タクシー事業者につきましては、こちらはまず市内に本店または営業所を有するタクシー事業者、これは3社、それから個人タクシー7社を対象としまして、こちらについては、ガソリン車は1台当たり4万円、LPガス車は1台当たり5万円、こういった形を物価高騰に見合ったものとし

て積算し、今回、補助させていただこうといったところでございます。以上でございます。

○【柏木洋志委員】 分かりました。それぞれ実情に応じてということとされているということで、分かりました。これについても、さっきの肥料の話もかぶるんですけど、これも同様に、今、高い状態が続いているというのがありますけど、今後どうなるかも分からないんですが、そこら辺のところをどう考えているか。

○【宮崎政策経営部長】 今回の補正予算、これは国が措置しました地方創生臨時交付金、いわゆるコロナ禍における物価高騰対策、そういったものをベースとしまして今回、補正予算を計上しております。ですから、基本的には年度末までということと積算等をしております。

今後に向けて、物価高騰がどうなっていくのか、これは今後の状況を見極めなければなりません、そういった様々な状況の中、また、国は例えば来年度、そういった措置をしていくのかどうか、そういったところを踏まえて、必要な対応を市として検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○【香西貴弘委員長】 よろしいですか。ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、質疑を打ち切り、討論に入ります。柏木委員。

○【柏木洋志委員】 端的に賛成の討論を致します。

今回のそれぞれの物価高騰、また、燃料費高騰のところに対する給付金や補助金であるということとあります。ここについては、先ほど質疑の中でも言いましたけれども、市当局については、今後も状況を見て、市内それぞれの事業者、もしくは農業に携わっている方々、ここら辺の負担が増大しないように、また継続して事業をといいますが、やっつけけるように注視して、またヒアリング等でも随時行っていったきたいということは述べさせていただきます。

もう1つ、他の委員のやっていたところの福祉有償運送事業補助金のところについてなんですけれども、従来、担っていただいていた事業者のところ利用枠が限界を迎えているような状況であると、要するにもういっぱいいっぱいであるというような状況が分かっているということであれば、市として具体的に連携を取って、その事業者に対して十分にヒアリングして、またもし解決できるような方法があればやっつけいくというような手法を取ることが、まず1つ必要だったのかなと思います。

今後、恐らくこういったこの事業、福祉有償運送の利用は増えるかと思しますので、今後また利用枠がいっぱいになったというような状況が起こるようなときには、市として具体的に相談やヒアリング、また解決策の相談などをやっていったきたいということを述べさせていただきます、賛成の討論と致します。

○【藤田貴裕委員】 それでは、賛成の立場で討論したいと思います。

福祉有償運送については、運営協議会のほうでこの新規の会社2社が承認されるような会議の中で、市は利用者数が今後どういうふう伸びていくのか、あるいは今の車両でどうかなどの具体的な検討というのはどこまでやったのかなと私は非常に疑問に思っていますので、あと何年後に利用者はどうなるのかとか、今後の見通しのビジョンもしっかりもっていただいた上でやっていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。以上です。

○【小川宏美委員】 本補正予算案には反対いたします。この委員会での出されている案には賛成なんですけども、他の委員会の所管しているところで反対いたしますので、本補正予算案には反対いたします。

○【香西貴弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案に賛成する方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手多数。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

以上で、本会議から付託されました事件の審査は終了いたしました。

続いて、報告事項に入りますが、当委員会で報告事項のない部署の説明員の方々は、ここで退席していただいて結構です。

では、ここで休憩に入ります。

午後4時30分休憩



午後4時39分再開

○【香西貴弘委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

お諮りいたします。

新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況について以外の報告事項は、委員会外で対応することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

それでは、報告事項に入ります。



報告事項(1) 新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況について

○【香西貴弘委員長】 報告事項(1) 新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況についてに入ります。

当局から報告を願います。生活環境部長。

○【黒澤生活環境部長】 初めに、本定例会常任委員会の開催に関しまして、議員の皆様には感染拡大防止のための特段の御配慮を頂きまして、全庁的に感染症対策を講じつつ、業務に臨むことができております。この場をお借りいたしまして、感謝申し上げます。ありがとうございます。

それでは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する市の取組状況につきまして、国立市健康危機管理対策本部会議、以下、対策本部会議と申し上げますが、こちらの経過、当常任委員会の所管部におけます取組状況、新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況等につきまして、建設環境委員会資料No.47により御説明をさせていただきます。

それでは、お手元の建設環境委員会資料No.47、1ページ目を御覧ください。まず、国立市健康危機管理対策本部会議の開催状況についてでございます。令和4年6月の常任委員会で御報告した以降の対策本部会議ですが、令和4年6月から8月にかけて計4回開催を致しております。

6月14日の会議でございますが、この時期は、7日間平均の都内の新規患者数が3週間以上連続して100%を下回っており、夏季の熱中症予防の観点から、屋外では、人との距離が約2メートル以上離れていれば、マスクの着用をせずともよい旨が発信された頃でございます。地域の夏祭り等のイベント開催に向けて、都がチェックリストによる確認の呼びかけをした時期でもございます。こちらを受けまして、市の対策本部会議で決定後、庁内の関連部署におきまして、市民に向けた御案内、御説

明を差し上げております。永見本部長からは、安定した状況ではあるが、市内の若年層の感染者数が多いことは懸念すべき状況である。細心の注意を払いながらも、臨機応変の対応を行ってほしい旨の指示がございました。

7月14日の会議では、都内、市内におきまして再度感染が拡大しているものの、特段の行動制限は出ていないことを確認いたしました。この時期でございますが、市内におきましては、市民からの相談件数が増え、パルスオキシメーターや生活物資の置き配も増えてきてございました。また、都内の宿泊療養の受入れがいっぱいになってきているとの状況もございまして、自宅療養がさらに増加すると予想された頃でございます。なお、地域の盆踊り等は、残念ながら軒並み中止となった旨も御報告されております。永見本部長からは、感染が蔓延しないよう、各職場単位での対策を徹底すること、支援室による対応をカバーできるよう、全庁的に臨機応変な対応を行うようにとの指示がございました。

8月3日の会議でございますが、都内の状況が、感染が拡大していると分析され、市内では7月中のトータルの陽性者が2,000名を超え、20代までの若年層の感染が目立つことが確認されております。この時期は、自宅療養支援室への生活支援物資の置き配の希望がさらに増えてきておりました。その状況につきまして会議では共有を致しまして、市として、備蓄のお願いの呼びかけ、濃厚接触の方向けに対策を取った上で買物の外出が可能であることを周知、委託業者による配達開始等を行うことと致しました。その結果、徐々に置き配の数が落ち着きまして、自宅療養支援室においては、感染後のリスクが高い高齢者の方、特に70歳以上の方に対する個別のヒアリング、状況把握に焦点化できるようになったということがございました。永見本部長からは、他部署の応援等により、職員に無理が来ている面もあるが、市民のせっぱ詰まった状況、気持ちを考え、何とかみんなで協力していくとの指示がございました。

8月19日の会議では、都内のかつてない感染拡大が続いていたことに伴いまして、状況確認、把握を目的として開催し、市内の陽性者が8月現在で、10代未満と10代の方で約4分の1、50代以上が約4分の1、残りを20代、30代、40代でほぼ分けている状況と確認をしております。また、自宅療養支援室において、陽性の高齢者の状況を、こちらから電話をかけることにより把握をしていること、立川消防署からの情報として、コロナの感染拡大と熱中症により、病院への救急搬送にかなりの時間がかかっている状況が報告されました。永見本部長からは、状況の変化について、全職員が関心を持って対応できるよう、共有に努めていくこととの指示がございました。

この後、資料にはございませんが、9月6日にも会議を開催しております。この前段で立川消防署長が来庁いたしまして、市長に対して情報提供が行われました。こちらにつきましては、救急搬送の状況が、第5波、第6波、第7波と救急活動の時間が延伸してきたが、ようやく現時点では落ち着いてきたということのお話がございまして、こちらについて会議にて共有をしております。また、消防署から要請もございましたので、市の対応としましては、早めの受診と、シャープ7119、救急相談センターの利用を市民に呼びかけていくことを確認しております。

また、対策本部会議以外としまして、適宜、状況に応じた対応を検討するため、運営部会を6月に1回、7月に1回、8月に1回開催をしております。

続きまして、令和4年第2回定例会以降に各部が実施しました主な取組につきまして、本委員会が所管する部に関しまして御報告いたします。こちらにつきましては、5、生活環境部につきまして御報告を致します。(1)イベント等の感染対策、先ほども少しお話しいたしましたが、市内商店会に対

しまして、都の定めている地域イベント開催時における感染症対策の方針を情報提供し、今後開催するイベントにおいて感染症対策を行うよう依頼をしております。また、盆踊りなどを計画しているとの連絡がありました自治会につきましても依頼をしております。(2)集会所等換気対策、地域集会所等のコミュニティー施設の運営につきまして、換気を行いながらの施設運営を円滑に行えますよう、複数の施設におけます網戸の取付けを実施しております。

続きまして、新型コロナウイルスワクチン接種につきましてでございます。令和4年8月30日現在の新型コロナウイルスワクチン接種状況でございますが、こちらに記載のとおりでございます。

このほかに新たな取組と致しまして、3の多様な接種機会の提供についてということでございますが、新たに夜間接種を実施しております。こちらにつきましましては、3回目の未接種者の方に案内チラシを送付し、接種勧奨を実施しております。結果と致しまして、計458回の接種が行われております。(2)と致しまして、予約なし接種ということで、こちらも新たな取組でございますが、8月7日から計10回実施いたしまして、292回の接種を行っております。(3)と致しまして、小児の夜間接種でございます。こちらは2日間実施いたしまして、51回の接種を行っております。

最後になりますが、令和4年9月7日発表の数字で、国立市民で新型コロナウイルスの検査陽性が確認された方の累計が1万1,806名の方、療養中の方が612名の方でございます。

市民の皆様、議員の皆様方には、日常の生活を取り戻しながらも、感染拡大防止に向けました基本的な対策につきまして、引き続き御協力をよろしくお願いいたします。私からは以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○【香西貴弘委員長】 報告が終わりました。質疑、意見等を承りますが、当委員会の所管の範囲で行っていただきますよう御注意願います。

よろしいですか。なしでよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、報告事項(1)新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況についてを終わります。以上で本日の案件は全て終了いたしました。



○【香西貴弘委員長】 これをもって、建設環境委員会を散会と致します。

午後4時49分散会

国立市議会委員会設置条例第29条の規定により、ここに署名いたします。

令和4年9月8日

建設環境委員長

香 西 貴 弘